

1. 緒言

1.1 IAAF(国際陸上競技連盟)は、「世界アンチ・ドーピング規程」(以下「原規程」という)への署名当事者である。また、本アンチ・ドーピング規則は、原規程(2015年版)の義務規定に従い、かつ陸上競技におけるドーピングの根絶を目指すIAAFによる不断の努力を継続するために、IAAF カウンシルによって採択されている。

1.2 IAAF は、IAAF 憲章第 16 条 1 に従って、2017 年 4 月 3 日より有効となる陸上競技インテグリティユニット(以下「AIU」という)を組織している。AIU の役割は、陸上競技の尊厳を守ることにある。IAAF が原規程への署名当事者として有する義務を果たすことも AIU の役割である。IAAF は、本アンチ・ドーピング規則の実施を AIU に委任する。委任される事項には、国際レベルの競技者とサポートスタッフに関する教育、検査、捜査、結果管理、聴聞、懲戒、不服申立といった活動が含まれるが、これらに限らない。本アンチ・ドーピング規則について IAAF に照会する場合には、適切であれば AIU(または同局内の担当者・担当組織・担当部門)に照会する。

1.3 AIU は、本アンチ・ドーピング規則の実施を支えるため、アンチ・ドーピング活動の経験を有する者最大 6 名から成る独立したアンチ・ドーピング審査会委員を任命する。なお、そのうち少なくとも 1 名は弁護士とする。アンチ・ドーピング審査会委員の役割は、IAAF のアンチ・ドーピング・プログラムを承認および監視することにある。また、アンチ・ドーピングに関する諸問題について AIU 理事会と AIU の長に対し情報と助言を提供することにある。アンチ・ドーピング審査会委員は、下記の責務と権限を有する。

(a) AIU の戦略計画のうちアンチ・ドーピングに関する部分について情報を提供する。

(b) IAAF のアンチ・ドーピング・プログラムを発展させ、AIU の長に対して提案する。

(c) その年の国際的検査対象者登録リストを審査し承認する。

(d) その年の検査配分計画を審査し承認する。

(e) 検査配分計画の実行を監視する。

(f) IAAF が本アンチ・ドーピング規則に従って要求を行うべきかどうかを決定する。

(g) 違反が疑われる分析報告、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告、または居場所情報関連義務違反を除き、アンチ・ドーピング規則違反の可能性がある場合に、IAAF が告発すべきかどうかを決定する。

(h) IAAF が、懲戒機関による決定についてスポーツ仲裁裁判所(CAS)に不服申立を行うべきかどうかを決定する。

(i) IAAF が当事者でない事案について、CAS またはその他の仲裁機関における何らかの不服申立やその他の手続に IAAF が参加すべきかどうかを決定する。

(j) 本アンチ・ドーピング規則においてアンチ・ドーピング審査会委員が担うと定められたその他の責務を担う。

1.4 AIU 理事会は、さらに、AIU の長を任命する。同長は、本アンチ・ドーピング規則に従い、アンチ・ドーピング・プログラムに関する日常業務を担当する。特に、AIU の長は、第 5 条に従って、国際的な競技者に対する検査およびドーピング捜査を監督し(日々の検査配分計画の実施と監督を含む)、第 7 条に従って、国際レベルの競技者とサポートスタッフについて結果管理過程を監督する。AIU の長は、その業務中、AIU 理事会、アンチ・ドーピング審査会委員、または同長が適切だと考えるその他の者から、随時助言を求めることができる。

1.5 また、IAAF は、発効日以降に生じるアンチ・ドーピング規則違反について、本アンチ・ドーピング規則のもとで聴聞を行うために、懲戒機関を設置する。

1.6 本アンチ・ドーピング規則は、IAAF と、各国陸連および各地域陸連に適用される。すべての各国陸連と地域陸連は、アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定を遵守する。アンチ・ドーピング規則とアンチ・ドーピング規定は、各国陸連および各地域陸連の規則や規定の中に直接含まれるか、言及することで含まれるものとする。また、各国陸連および各地域陸連は、その規則の中に、アンチ・ドーピング規則とアンチ・ドーピング規定(およびそれらに対して行われ得るあらゆる変更)の効果的な実施に必要な手続に関する規定を含めるものとする。各国陸連および各地域陸連の規則では、各連盟・陸連の管轄下にあるす

すべての競技者および他の者がアンチ・ドーピング規則とアンチ・ドーピング規定によって拘束される旨、当該の規則で定める結果管理機関に従うことも含めて、具体的に定めるものとする。

1.7 本アンチ・ドーピング規則は、下記各項に該当する競技者、サポートスタッフ、および他の者にも適用される。これらの各人は、その会員資格、認定、および/または当該スポーツへの参加の条件として、本アンチ・ドーピング規則によって拘束されることにすでに同意しており、本アンチ・ドーピング規則を施行する AIU の権限にすでに従っていると見なされる。

- (a) 各国陸連か、その会員団体または関連団体（あらゆるクラブ、チーム、協会、またはリーグを含む）に加入しているすべての競技者、サポートスタッフ、およびその他の者。
- (b) (i) IAAF、(ii) 各国陸連やその会員団体・関連団体（あらゆるクラブ、チーム、協会、もしくはリーグを含む）、または (iii) 各地域陸連が、開催地を問わず組織、開催、認定、または承認する競技会やその他の活動、に参加するすべての競技者、サポートスタッフ、およびこれらの資格で参加する他の者。
- (c) それぞれの立場においてスポーツに関与し、競技者と協力する、もしくは治療や支援を行うすべてのサポートスタッフおよび他の者。
- (d) 認定、免許、またはその他の契約上の取決めなどにより、アンチ・ドーピングについて、IAAF、各国陸連（または、その会員団体や関連団体。あらゆるクラブ、チーム、協会、もしくはリーグを含む）、または各地域陸連の管轄権に従うその他すべての競技者、サポートスタッフ、または他の者。

1.8 すべての競技者、サポートスタッフ、および他の者は、本アンチ・ドーピング規則のもとで何がアンチ・ドーピング規則違反となるかについて知る責任を有し、禁止表に含まれる物質と方法について知る責任を有するものとする。

1.9 上記の通り、本アンチ・ドーピング規則によって拘束され、これらの規則に従うことが求められる競技者全体のうち、下記各項に該当する競技者の各々が、本アンチ・ドーピング規則において、国際レベルの競技者（本規則では「国際レベルの競技者」という）と見なされるものとする。つまり、当該の競技者には、本アン

チ・ドーピング規則のうち国際レベルの競技者に適用される特定の条項が適用されるものとする。

- (a) 国際的検査対象者登録リストに掲載されている競技者。
- (b) 下記の国際競技会のいずれかに応募するか、競技を行う競技者。
 - (i) ワールド・アスレティックス・シリーズ競技会
 - (ii) オリンピック大会の陸上競技種目
 - (iii) 地域のシニア選手権大会（室内および室外）
 - (iv) 競技会規則第 1 条 1 項(e)に従って行われる国際招待大会
 - (v) IAAF パーミット大会
 - (vi) IAAF ラベルロードレース
 - (vii) AIU が定めるその他の国際競技会
- (c) 下記(i)～(iii)のいずれかにおいて、アンチ・ドーピング規則違反という結果が認められたその他すべての競技者。(i) IAAF の検査権限のもとで行われた検査。(ii) IAAF が行ったドーピング捜査。(iii) IAAF が第 7 条のもとで結果管理権限を有するその他の状況。

AIU は、国際的検査対象者登録リストと、国際競技会の一覧を、そのウェブサイトで公開する。

1.10 AIU は、本アンチ・ドーピング規則が直接適用される競技者、サポートスタッフ、および他の者に対して通知を行うために合理的な努力を行うものとする。ただし、各国陸連の管轄下にある競技者、サポートスタッフ、または他の者に対して本アンチ・ドーピング規則のもとで行われるいかなる通知も、当該陸連に対して通知を送達することにより行うことができる。当該陸連は、その通知が適用される競技者、サポートスタッフ、または他の者に直接連絡する責任を有するものとする。

1.11 各国陸連の競技者に対する全ての国内レベルの競技会（時）および競技会外検査と、これらの検査結果管理において、アンチ・ドーピング規則および規定を確実に遵守することは、各国陸連の責務である。一部の国では、各国陸連が、検査および結果管理過程を自ら担っている一方、その他の国では各国陸連の

責任の一部または全部がその国のアンチ・ドーピング機関や第三者機関に委任や移譲される場合もあることは認識されている(委任や移譲は、各国陸連自身が行う場合も、各国の適用法令のもとで行われる場合もある)。後者の各国について、本アンチ・ドーピング規則における照会を IAAF の加盟団体や各国陸連(またはその担当者)に行う場合には、当該国の国内アンチ・ドーピング機関や第三者機関(またはその担当者)に照会する。

1.12 IAAF カウンシルは、AIU 理事会の勧告や、同理事会との協議に従って、本アンチ・ドーピング規則を随時改正することができる。これらの改正は、IAAF カウンシルが指定する日付に発効する。

1.13 本アンチ・ドーピング規則の発効日は、2017 年 4 月 3 日とする(本規則では「発効日」という)。

2. アンチ・ドーピング規則違反

第 2 条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、1 つまたは複数の規則違反が発生したとする主張に基づいて開始されることになる。

ドーピングとは、以下に示すアンチ・ドーピング規則への違反行為が 1 つまたは複数発生することをいう。

2.1 競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合

2.1.1 禁止物質が体内に入らないように注意することは、競技者各人の責任である。検体に禁止物質またはその代謝物またはマーカが確認された場合は、競技者がその責任を負わなければならない。従ってこの場合は、本規則第 2 条 1 の下で、競技者の側に意図、過誤、過失、または故意の使用があったことを立証しなくても、違反が成立する。

2.1.2 以下のいずれかの場合は、本規則第2条1に基づくアンチ・ドーピング規則違反が発生したことが十分に証明されたものとみなされる。競技者のA検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカの存在が確認された際、当該競技者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われなかった場合。競技者のB検体が分析され、その結果、競技者のA検体に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカの存在が追認された場合。または、競技者のB検体が2つの瓶に分けられ、第二の瓶が分析された結果、第一の瓶に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカの存在が追認された場合。

2.1.3 禁止表に量的閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合は、その量の多少にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。

2.1.4 本規則第2条1の規定の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質の特別評価基準を禁止表または国際基準に盛り込むことができる。

2.2 競技者が禁止物質または禁止方法を使用した場合、または使用を企てた場合

2.2.1 禁止物質が体内に入らないよう、また禁止方法を使用しないよう注意することは、競技者各人の責任である。従って、アンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者の側に意図、過誤、もしくは過失があった、または、競技者側が使用を知っていたことを証明する必要はない。

2.2.2 禁止物質または禁止方法の使用の成否は重要ではない。禁止物質または禁止方法を使用した、または使用を企てたという事実があれば、それだけでアンチ・ドーピング規則違反が成立する。

2.3 検体の採取の回避、拒否または不履行

アンチ・ドーピング規定またはその他の適用されるアンチ・ドーピング規則に定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避した、または、やむを得ない正

当な事由なくして検体の採取を拒否した、もしくは履行しなかった場合。

2.4 居場所情報関連義務違反

検査対象者登録リストに含まれる競技者による、検査及びドーピング捜査国際基準に定められた検査未了または居場所情報提出義務違反、あるいはその両方の回数が、12 カ月の期間中に合わせて 3 回にのぼった場合。

2.5 ドーピングコントロールの一部に不当な改変を施した、または不当な改変を企てた場合

ドーピングコントロールの過程を妨害する行為であるが、別に定められた禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変には、ドーピングコントロール役員に対する意図的な妨害または妨害の企て、アンチ・ドーピング機関への虚偽の情報の提供、または検査に立ち会う可能性がある人を脅かすこと、もしくは脅かすことを企てることが含まれるが、これに限るものではない。

2.6 禁止物質または禁止方法を保有していた場合

2.6.1 競技者が、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、下記第 4 条 4（治療使用特例）に従って付与された TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該競技者が証明した場合はこの限りではない。

2.6.2 サポートスタッフが、競技者、競技会、またはトレーニングのために、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、第 4 条 4 に従って付与された TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該サポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

2.7 禁止物質または禁止方法を不正取引した、またはその不正取引を企てた場合

2.8 競技会(時)において禁止物質もしくは禁止方法を競技者に投与した、もしくは投与を企てた場合、または、競技会外における禁止物質もしくは禁止方法を競技会外において競技者に投与した、もしくは投与を企てた場合

2.9 違反関与

第三者がアンチ・ドーピング規則違反に関連する他の人による支援、助長、援助、教唆、企て、隠ぺい、またはその他の意図的な関与を行うことで第 10 条 11.1(資格停止中の人)に関与しようとする、もしくは関与した場合。

2.10 交流の制限

2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄下にある競技者または他の者が、職務上の、またはスポーツと関連する立場で、以下のいずれかに該当するサポートスタッフと関わりを持った場合。

- (a) アンチ・ドーピング機関の管轄下にあつて、資格停止期間中である人。
- (b) アンチ・ドーピング機関の管轄下になく、原規程に基づく結果管理過程において資格停止に関する手続きがなされていないが、仮に原規程に準拠した規則が適用されればアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為により、刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きにおいて有罪を宣告されたか、かかる行為を行ったと認定されている人。かかる人への関わりが禁止される期間は、当該刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きによる決定から 6 年間、または当該刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きにより科された制裁措置の期間のいずれか長い方とする。
- (c) 第 2 条 10.1(a)または(b)に記載されている個人の連絡窓口または仲介者として行動している人。

2.10.2 第2条10は、当該サポートスタッフとの関わりが禁止される原因となった行為が、発効日より前に行われた場合にも適用される。本条項が適用されるためには、競技者または他の者が、当該サポートスタッフとの関わりが禁止される状態にあること、およびその禁止に反して関わりを持った場合に科されうる措置について、当該競技者もしくは他の者を管轄するアンチ・ドーピング組織、またはWADAから、書面で通知されていること、ならびに当該競技者または他の者が関わりを合理的に回避できたことが必要である。アンチ・ドーピング組織は、競技者または他の者への通知に記載されるサポートスタッフに対し、当該サポートスタッフは第2条10.1(a)および(b)の基準が自分に該当しない旨を説明するため、15日以内にアンチ・ドーピング組織に申し出てよいということを通知するため、合理的な努力をするものとする。

2.10.3 第2条10.1(a)および(b)に示されるサポートスタッフとの関わりが職務上の、またはスポーツに関連する立場によるものではないことを証明する責任は、競技者または他の者が負うものとする。

2.10.4 AIUもしくはアンチ・ドーピング組織が、本規則第2条10.1(a)、(b)および(c)に記載された基準を満たすサポートスタッフを認識した場合には、当該情報をWADAに提出するものとする。

3. ドーピングの立証

3.1 立証責任および立証の程度

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを立証する責任は、IAAF またはその他のアンチ・ドーピング機関が負うものとする。立証の程度は、聴聞会委員がIAAFの主張の妥当性を考慮したうえで、アンチ・ドーピング規則違反が生じたことを無理なく納得できたか否かを基準とする。いずれのケースにおいても、ここに定める立証の程度は単なる証拠の優越だけでは不十分であるが、合理的疑いの余地がなくなるまでの立証は求められない。本アンチ・ドーピング規則においては、アンチ・ドーピング規則に違反したとされる競技者または他の者は、推定事項に対して反論したり、具体的事実または事情を証明したりする立証責任を

有するが、この場合の立証の程度は、蓋然性のバランスによるものとする。

3.2 事実および推定事項の証明方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実の証明は、告白を含む、信頼できるいかなる手段によっても行うことができる。アンチ・ドーピング規則に基づく、ドーピング事例の聴聞会において、以下の立証規則が適用される。

- 3.2.1 関連する学術団体との協議後に WADA に承認され、査読がなされた分析方法および閾値の設定は、科学的に有効とみなされる。この科学的有効性の推定に対し異議を唱えようとする競技者または他の者は、かかる異議の前提条件として、まず異議の内容およびその根拠について WADA に通知するものとする。CAS も、自らの裁量により、WADA にあらゆる異議を通知することができる。CAS 委員は WADA の要請があれば、当該異議を評価するに当たり適切な科学的専門家を任命して支援を受けるものとする。WADA は CAS の案件記録を受領してから 10 日以内に、かかる手続きにおいて、当事者として介入する、法廷助言人として参加する、または別途証拠を提供する権利を有するものとする。
- 3.2.2 (他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして)国際基準の遵守は、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。
- 3.2.3 WADA 認定分析機関およびその他の WADA 承認分析機関は、分析機関に関する国際基準に準拠して、検体の分析および管理の手続きを実施しているものと推定される。競技者または他の者は、かかる分析機関が分析機関に関する国際基準を遵守しなかったことが、違反が疑われる分析報告を招いた合理的な原因となりうることを証明することにより、かかる前提に反論することができる。そのような場合、IAAF は、かかる逸脱が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負

う。

- 3.2.4 他の国際基準、または原規程もしくは本アンチ・ドーピング規則に定められている他のアンチ・ドーピング規則または方針からの逸脱があったとしても、かかる行為が、違反が疑われる分析報告等の原因となっていなければ、その証拠および結果は無効にはならない。他の国際基準、または原規程もしくは本アンチ・ドーピング規則に定められている他のアンチ・ドーピング規則または方針から逸脱する行為が、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反または他のアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となった可能性があることを、競技者または他の者が証明した場合は、IAAF またはその他のアンチ・ドーピング機関は、違反が疑われる分析報告、またはアンチ・ドーピング規則違反の根拠が、かかる逸脱によるものではないことを証明する責任を負う。
- 3.2.5 管轄権を有する裁判所または専門的な懲戒機関によって決定が下され、これに対して不服申し立てがなされていない場合、かかる決定によって証明された事実は、当該事実に関し、決定を受けた競技者または他の者にとって反証できない証拠となるものとする。ただし、かかる決定が正当性の原則に反していることを、当該競技者または他の者が証明した場合はこの限りではない。
- 3.2.6 競技者または他の者が、(a)第 5 条のドーピング捜査の一部としての要求やその他の質問に応じること、もしくは(b)聴聞会に出頭して、聴聞会委員、またはアンチ・ドーピング規則違反を申立てている他のアンチ・ドーピング機関の質問に答えるようにとの要請が、合理的な時間の余裕をもって(直接、または聴聞会委員の指示による電話により)行われたにもかかわらず、競技者または他の者がかかる要請に応じること、を拒否もしくは履行しなかった場合、聴聞会委員は、アンチ・ドーピング規則違反を審

議する聴聞会において、かかる事実を根拠に、競技者または他の者に対して不利な推論を導き出す場合がある。

4. 禁止表と TUE

4.1 禁止表の採択

4.1.1 本アンチ・ドーピング規則には、原規程の第4条1に記載されている WADA が随時発行・改訂する禁止表が含まれる。

4.1.2 禁止表およびまたは禁止表に加えられた改訂部分に別途定められていない限り、禁止表およびその改訂版は、WADA がこれを発行した日から 3 カ月後に、IAAF や各国陸連が特段の行動をとるまでもなく、本アンチ・ドーピング規則の下で発効する。競技者および他の者はすべて、禁止表およびその改訂の発効日から、特段の手続きなしに、禁止表およびその改訂に拘束されるものとする。すべての競技者および他の者は、禁止表およびそのすべての改訂の最新版を熟知しておく責任を負う。

4.1.3 禁止表は AIU で入手できるようにし、AIU のウェブサイトに掲載する。AIU は、WADA による禁止表のいかなる改訂も公開するための適正な措置を取るべきである。

4.2 禁止表に掲載された禁止物質および禁止方法

4.2.1 禁止物質および禁止方法

禁止表には、将来の競技会で競技能力を増強するおそれ、または隠蔽のおそれがあるために、常時(競技会(時))においても競技会外においても)ドーピングとして禁止されている禁止物質および禁止方法、ならびに競技会(時)に限定して禁止されている物質および方法を明記するものとする。禁止表は特定の競技のために WADA によって拡大される。禁止物質および禁

止方法は、一般的なカテゴリー（例：蛋白同化薬）と別に、または特定の物質または方法に具体的に言及することにより、禁止表に記載するものとする。

4.2.2 特定物質

第 10 条の適用にあたり、蛋白同化薬、ホルモンおよびホルモン作用増強物質、ホルモン拮抗薬、調節薬と禁止表に明示された物質を除き、すべての禁止物質20特定物質とする。特定物質は禁止方法を含まない。

4.2.3 新たな種類の禁止物質

WADA が新たな種類の禁止物質を追加して禁止表の対象を広げる場合、WADA 常任理事会は、新たに追加される禁止物質の一部またはすべてを、本規則第 4 条 2.2 に定める特定物質とみなすか否かを定めなければならない。

4.3 WADA による禁止表の決定

禁止表に含まれる禁止物質および禁止方法、禁止表における物質の分類、ならびに常時禁止とするか競技会（時）に限定して禁止とするかについては、WADA の決定が最終的である。競技者も他の者も、当該物質または方法が隠蔽薬ではない、または競技能力を増強する効果を持たない、健康リスクがない、もしくはスポーツ精神を損なうものではないという主張を根拠に、WADA の決定に異議を唱えることはできないものとする。

4.4 治療使用特例(TUE)

4.4.1 特定の状況下(TUE の国際基準で定められた)において、競技者は治療目的で1つもしくは複数の禁止物質または禁止方法の使用が許可される（治療使用特例または TUE）。禁止物質もしくはその代謝物、マーカーの存在、および/または禁止物質もしくは禁止方法の使用、使用の企て、保有も

しくは投与、投与の企ては、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されない。

4.4.2 国際レベルの競技者は TUE を IAAF に申請しなければならない

- (a) 対象となる物質または方法について競技者が各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）からすでに TUE を付与されており、当該 TUE が治療使用特例に関する国際基準に定められている基準を満たす場合は、IAAF は国際大会のためにこれを承認するものとする。当該 TUE がかかる基準を満たさないと IAAF が判断し、その承認を拒否する場合は、IAAF はその旨を理由とともに速やかに競技者及び各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）に通知するものとする。競技者と各国陸連は、かかる通知から 21 日以内に、第 4 条 4.5 に従って当該事案を WADA に付託し審査してもらうことができる。事案が WADA の審査に付託された場合は、各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）から付与されている TUE は、WADA による決定が下されるまで、国内競技会および競技会外検査において引き続き有効となる（ただし、国際競技会においては無効となる）。事案が WADA の審査に付託されなかった場合は、21 日間の審査期限が過ぎた時点で、当該 TUE はいかなる目的についても無効となる。
- (b) 対象となる物質または方法について競技者が各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）からまだ TUE を付与されていない場合には、競技者は TUE の国際基準で定められた手順で、IAAF に TUE を直接申請しなければならない。IAAF が競技者の申請を却下する場合は、競技者に速やかにその旨を理由とともに通知しなければならない。IAAF が競技者の申請を承認する場合には、競技者のみならずその各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）にもその旨を通知しなければならない。各国陸連（または当該国において TUE を付与する所轄機関）が、IAAF の付与した TUE が治療使用特例に関する国際基準に定められた基準を満たさないと判断した場合には、第 4 条 4.5 に従い当該通知か

ら21日以内に、当該事案をWADAに付託して審査してもらうことができる。各国陸連(または当該国においてTUEを付与する所轄機関)が事案をWADAの審査に付託した場合は、IAAFの付与したTUEは、WADAによる決定が下されるまで、国際競技会および競技会外検査において引き続き有効となる(ただし、国内競技会においては無効となる)。各国陸連(または当該国においてTUEを付与する所轄機関)が事案をWADAの審査に付託しなかった場合は、IAAFの付与したTUEは、21日間の審査期限が過ぎた時点で、国内レベルの競技会においても有効となる。

- (c) TUEの付与または承認をIAAFに求める申請は、その必要性が生じたらすぐに、またいかなる場合においても(緊急もしくは例外的な場合、または治療使用特例に関する国際基準の第4条3が適用される場合を除く)、競技者が参加する次の競技会の少なくとも30日前には行わなければならない。詳しい申請手続きは、アンチ・ドーピング規定に定める通りである。IAAFは、TUEの付与申請または承認申請に対し判断を行うパネル(IAAFにおいてTUE付与を検討するための委員会(以下TUE委員会))を選任するものとする。IAAF TUE委員会は、アンチ・ドーピング規定に定められている手続きに従い、申請を速やかに評価し決定を下すものとする。この決定はIAAFの最終決定であり、WADA、および競技者の各国陸連を含め関連するアンチ・ドーピング機関に対し、ADAMSを通じて報告されるものとする。
- (d) 競技者は、TUEの付与もしくは承認の申請(またはTUEの更新の申請)が認められることを当然と考えるべきではない。申請が認められる前の禁止物質又は禁止方法の使用、保有又は投与は、競技者本人が完全にリスクを負う。
- (e) TUE申請の目的で虚偽又は誤解を招く不完全な情報を提出した場合にいは(当該TUEにつき、他のアンチ・ドーピング機関に対する従前の申請が不成功に終わったことを通知しなかったことを含むが、これに限らない。)、第2条5に基づく不当な改変又は不当な改変の企ての疑いとされる可能性がある。

4.4.3 国際レベルでない競技者は国内レベルで TUE を申請しなくてはならない

- (a) 国際レベルでない競技者は、各国陸連(または当該国において TUE を付与する所轄機関)へ TUE を申請しなくてはならない。各国陸連はすべてのケースにおいて、この原則に従って、TUE の付与を IAAF と WADA に(ADAMS もしくはその他の手段を介して)直ちに報告する責任がある。IAAF が国際レベルでない競技者を検査しようとする場合には、IAAF は各国陸連(または当該国ないしは地域において TUE を付与する所轄機関)によるその競技者への TUE 付与を認めることとする。
- (b) AIU が国際レベルでない競技者を検査しようとする場合には、AIU は各国陸連(または当該国において TUE を付与する所轄機関)によるその競技者への TUE 付与を認めることとする。AIU が国際レベルでない競技者もしくは国内レベルではない競技者を検査しようとする場合には、AIU は競技者について、競技者が治療目的で使用している禁止物質または禁止方法について遡及的 TUE を申請することを認めるものとする。

4.4.4 TUE の終了、解除、撤回または取り消し

- (a) 本アンチ・ドーピング規則に従い付与された TUE は、(a)更なる通知その他形式要件を要することなく、付与された期間の末日において自動的に終了するものとし、(b)TUE の付与にあたり TUE 委員会が賦課した要件又は条件を競技者が速やかに遵守しない場合には、解除されることができ、(c)TUE を付与する基準を事実上充足しない旨後日判断された場合には、TUE 委員会はこれを撤回することができ、または (d)WADA による審査もしくは不服申立てにあたり、取り消されることがきる。
- (b) かかる場合には、競技者は、TUE の終了、解除、撤回又は取消しの効力発生日より以前の、TUE に従った対象となる禁止物質又は禁止方法

の使用、保有又は投与に基づく措置の対象とはならないものとする。後日の違反が疑われる分析報告の第7条2に基づく審査は、当該報告が、当該日付に先立つ禁止物質または禁止方法の使用に合致するか否かの検討も含むものとし、合致する場合には、アンチ・ドーピング規則違反の主張はなされない。

4.4.5 TUE 決定の審査及び不服申し立て

- (a) WADA は、国内アンチ・ドーピング機関が付与した TUE を承認しない旨の IAAF による決定が競技者または国内アンチ・ドーピング機関により WADA に申し立てられた場合に審査を行う。また WADA は、TUE を付与する旨の IAAF による決定が国内アンチ・ドーピング機関より WADA に申し立てられた場合に審査を行う。WADA は、影響を受ける者による要請又は自らの主導により、他の TUE 決定をいつでも審査することができる。審査を受けている TUE 決定が治療使用特例に関する国際基準の定める基準を充足する場合には、WADA はこれを取り消さない。TUE 決定が当該基準を充足しない場合には、WADA はこれを取り消す。
- (b) IAAF(または国内アンチ・ドーピング機関が IAAF に代わって申請を検討する旨を合意した場合には、国内アンチ・ドーピング機関)による TUE 決定のうち、WADA が審査していないもの、または WADA が審査したが取り消さなかったものは、第13条に従い、競技者および/または国内アンチ・ドーピング機関がこれを CAS にのみ不服申し立てを提起することができる。
- (c) TUE 決定を取り消す旨の WADA による決定は、第13条に従い、影響を受ける競技者、国内アンチ・ドーピング機関および/または IAAF によって、CAS にのみ不服申し立てを提起することができる。
- (d) TUE の付与もしくは承認または TUE 決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に所定の対応を行わなかった場合には、当該申請は却下されたものとする。

第 5 条 検査およびドーピング捜査

5.1 検査およびドーピング捜査の目的

アンチ・ドーピング規則に基づく検査およびドーピング捜査は、アンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。

5.1.1 検査は、禁止物質または禁止方法の存在／使用に対する厳格な規則に基づく禁止について、競技者の遵守（または非遵守）に関し分析に基づく証拠を得るために行われるものとする。AIU が実施する検査配分計画、検査、検査後の行動、およびすべての関連の行動は、検査およびドーピング捜査に関する国際基準と TDSSA に準拠するものとする。AIU は、検査およびドーピング捜査に関する国際基準及び TDSSA によって定められた基準に従って、着順検査、ランダム検査および特定対象検査数を決定しなければならない。検査およびドーピング捜査に関する国際基準の全ての規定は、全ての検査に関して自動的に適用されるものとする。

5.1.2 ドーピング捜査は以下の通り行われる。

- (a) 非定型報告、ならびにアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関連して、第 7 条 4 および第 7 条 5 にそれぞれ従い、第 2 条 1 または第 2 条 2 あるいはその両方に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かを判定するために情報または証拠（特に分析に基づく証拠を含む）を収集する。
- (b) 居場所情報関連義務違反に関連して、第 7 条 6 に従い、第 2 条 4 に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かを判定するために情報または証拠（特に分析によらない証拠を含む）を収集する。
- (c) その他のアンチ・ドーピング規則違反となりうる事項に関連して、第 2 条 2 から第 2 条 10 までのいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かを判定するために情報または証拠（特に分析によらない証拠を含む）を収集する目的で行われる。上記のような場合は、第 7 条 7 に従ってアンチ・ドーピング審査会委員に報告されるものとする。

5.2 検査の範囲

5.2.1 資格停止期間中の競技者を含め、引退していない競技者は、いかなる競技者も、AIU または競技者に対し検査権限を有するアンチ・ドーピング機関により、時期と場所を問わず、検体の提出を求められることがある。

原規程第 5 条 3 に定められた競技会検査上の制限に従う:

- (a) IAAF は、本アンチ・ドーピング規則の緒言で規定されているすべての競技者に対し、競技会(時)および競技会外の検査権限を有する。
- (b) 各国内アンチ・ドーピング機関は以下のすべての競技者に対し、競技会(時)および競技会外の検査権限を有する。それらの競技者には、その国の国民、居住者、またはその国のスポーツ機関の資格保有者または会員、その国内アンチ・ドーピング機関の所属する国にいる者が含まれる。
- (c) IOC を含む主要大会主催機関は、以下のすべての競技者に対し、競技会(時)および競技会外の検査権限を有する。それらの競技者には、将来の主要大会に参加する者、または将来の主要大会の検査機関に従わなければならない者が含まれる。
- (d) WADA は原規程 20 条に定められた競技会(時)および競技会外の検査権限を有する。
- (e) AIU が検査の一部を(直接または各国陸連を経由して)国内アンチ・ドーピング機関に委託する、または、請け負わせる場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、自らの費用負担において、追加の検体を採取すること、または追加の種類の分析を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取されたり、追加の種類の分析が行われたりした場合には、AIU はその旨について結果も含めた通知を受けるものとする。

5.3 検査配分計画

5.3.1 検査およびドーピング捜査に関する国際基準と矛盾なく、また、同じ競技者の検査を実施する他のアンチ・ドーピング機関と連携して、AIU は効果的で、網羅的でかつ相応しい検体配分計画を策定し、実施しなければならない

ない。検体配分計画は、すべて検査およびドーピング捜査に関する国際基準および TDSSA の要件に準拠し、種目、競技者のカテゴリー、検査の種類、採取された検体の種類、および検体分析の種類の間で適切に優先順位をつけるものとする。AIU は、IAAF の現在の検体配分計画のコピーを要求に応じて、WADA に提供しなければならない。

5.3.2 IAAF が検体配分計画を策定するにあたり、AIU は、既に各国陸連および/または関連する国内アンチ・ドーピング機関または第三者検査機関によって実施されている検査の水準を考慮する。

5.3.3 合理的に実行可能な場合、複数の検査機関による検査を効率化し、不必要な繰り返し検査を避けるため、これらのアンチ・ドーピング規則に基づく検査は、ADAMS または WADA が承認した別のシステムを介して調整されなければならない。

5.3.4 AIU によって行われた、および国内レベルの競技者に行われた検査結果は、検査における不必要な重複を避けるために、WADA クリアリングハウスを通じて報告される。

5.4 適切な検査要件

5.4.1 AIU および各国陸連(および/または関連する国内アンチ・ドーピング機関または第三者検査機関)によって実施されるすべての検査は、検査時には本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定に準拠していなければならない。

5.4.2 アンチ・ドーピング規定は、IAAF カウンシルによって時に応じて修正される(WADA による関連する国際基準または技術文書の改正を含む)。アンチ・ドーピング規定の最新版は、AIU のウェブサイトで見ることができる。

5.5 競技会(時)検査

5.5.1 原規程第 5 条 3 に規定されている場合を除き、競技会期間中に競技会場で検査を主導し指示するのは、1 つの機関だけである。以下の国際競技大会では、検体の収集は、IAAF によって主導され、指示されるものとする。

- (a) ワールドアスレティックスシリーズ競技会
- (b) 規則第 1 条 1(e)にある国際招待競技会
- (c) IAAF パーミット大会
- (d) IAAF ラベルロードレース
- (e) AIU が決定するその他の国際競技会。

AIU(または、競技会の所轄組織である他の国際機関)の要請で、競技会場外での競技期間中の検査は、AIU(または競技会の所轄組織)と調整するものとする。

5.5.2 競技会で検査を主導し指揮する権限のないアンチ・ドーピング機関が、競技会期間中に競技会場で競技者の検査を行うことを希望する場合、検査の実施および調整の許可を得るためにアンチ・ドーピング機関はまず IAAF (または競技会の所轄組織である国際機関)と協議する。IAAF(または競技会の所轄組織である国際機関)からの回答に不服の場合、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に記載されている手順に従って、アンチ・ドーピング機関は WADA に検査実施の許可およびその検査をどのように調整するか尋ねる。WADA は IAAF(または競技会の所轄組織である国際機関)と協議し、情報共有する前に、検査の承認を与えてはならない。WADA の決定は最終的であり、上訴の対象とはならない。検査実施の認可に別段の定めがある場合を除き、その検査は競技会外検査とみなす。その検査の結果管理は、競技会の所轄組織の規則に別段の定めがない限り、検査を実施するアンチ・ドーピング機関に責任がある。

5.5.3 本規則第 5 条 5 にかかわらず、AIU は、競技会および競技会場の検査責任を有するアンチ・ドーピング機関を含む競技会に参加する検査機関のもとで、国内競技会期間中に検査を行うか決めることができる。

5.6 競技会検査の監視

5.6.1 AIU は、本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定が適切に適用されることを確認する目的で、第 5 条 5.1 の国際競技会へ代表者を派遣することができる。その競技会の組織委員会は、IAAF 代表団がその競技会に出席することを承認し、円滑に行動するために必要なすべてのことを行わなければならない。

5.6.2 IAAF およびワールドアスレティックスシリーズ競技会の組織委員会ならびに各国陸連および国内競技会組織委員会は、その競技会で独立オブザーバープログラムを認可し、円滑に行動する。

5.7 競技者居場所情報

5.7.1 AIU は、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の付属書 I の下で居場所情報の提出が求められている競技者の国際検査対象者登録リストを作成し、名前または明確に定義された特定の基準で識別する、国際検査対象者登録リストに含まれる競技者を、ADAMS を介して利用可能とする。AIU は、国内アンチ・ドーピング機関と競技者の識別とその居場所情報の収集を調整するものとする。AIU は、必要に応じて、競技者が国際検査対象者登録リストに登録される基準を見直し、更新し、国際検査対象者登録リストの資格を、設定された基準に従って随時適切に改訂するものとする。競技者は、国際検査対象者登録リストに登録される前および削除されるときに通知される。国際検査対象者登録リストの各競技者は、いずれの場合も検査およびドーピング捜査に関する国際基準の付属書 I に従い、以下を行う：(a) 居場所を AIU に四半期ごとに報告する(b) 必要に応じてその情報を更新し、常に正確で完全な状態を維持する(c) その居場所で自分自身が検査に応じられるようにする。

5.7.2 本規則第 2 条 4 の目的上、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の要求を満たさなかった競技者は、居場所情報提出義務違反または

検査未了と判断することができる検査およびドーピング捜査に関する国際基準で定められた条件が満たされている場合は、居場所情報提出義務違反または検査未了(検査およびドーピング捜査に関する国際基準に定義されているとおり)とする。

5.7.3 国際検査対象者登録リストに登録された競技者は、(a) 競技者が引退したことを IAAF に書面で通知しない限り、または(b) IAAF が国際検査対象者登録リストへの登録基準を満たしていないことを本人に通知しない限り、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の付属書 I の居場所要件を遵守する義務を引き続き負う。

5.7.4 競技者に関する居場所情報は、WADA 及び競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と共有され(ADAMSを通じて)、常に厳重な秘匿性を維持しなければならない、原規程第 5 条 6 に定められた目的のためにのみ使用されるものとし、必要がなくなれば、プライバシーと競技者情報の保護のための国際基準に従って破棄されなければならない。

5.7.5 これらのアンチ・ドーピング規則に基づく検査の実施において AIU(および、該当する場合は、WADA または他の検査機関)を支援するのは、各国陸連、各国陸連の役員および各国陸連の管轄下にある他の者の義務である。各国陸連、各国陸連の役員および各国陸連の管轄下にある他の者が、検査の実施を妨げ、阻み、遮る、または改ざんすることは、第 2 条 5 に基づく改ざんまたは改ざんの試みという判断結果となる。

5.7.6 AIU は、その国において居場所情報または検査に関して問題点があれば WADA に報告しなければならない。

5.8 引退した競技者の競技会への復帰

5.8.1 AIU に引退を表明した国際検査対象者登録リストに登録されている競技者は、競技会に戻る 6 ヶ月前に競技会参加再開の意思を書面で AIU に通知し、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の付属書 I の居場所

所要件にしたがって居場所情報を提出し(要求されている場合)、検査に応じることができる状態となるまで国際競技会または国内競技会で競技を再開することはできない。WADA は AIU と競技者の国内アンチ・ドーピング機関と協議の上、その規則の厳格な適用が競技者にとって明白に不公平である場合には、6 ヶ月前までの書面による通知規則に免除を与えることができる。この第 5 条 8.1 に違反して得られた競技結果は無効となる。

5.8.2 競技者が資格停止期間中にスポーツから引退した場合、競技会参加再開の意思を 6 ヶ月前までに書面で AIU および国内アンチ・ドーピング機関に通知(または当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が 6 カ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知)し、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の付属書 I の居場所要件にしたがって居場所情報を提出し(要求されている場合)、通知後検査に応じることができる状態となるまで競技者は、国際競技会または国内競技会で競技を再開してはならない。

5.9 国内レベルでの検査のモニタリング

AIU は国内レベルで実施される検査を注視する。これには、各国陸連および/または関連する国内アンチ・ドーピング機関または第三者検査機関によって当該国で実施された競技会(時)検査と競技会外検査が含まれるが、これに限定されない。国際競技大会における各国陸連の選手の好成績を考慮して、または他の理由により、国内レベルで実施される競技会検査および/または競技会外検査が不十分または不適切であると AIU が判断した場合、IAAF は、当該国で十分なレベルの検査を確実に行うために、必要があるとみなされるような措置を講じるよう、各国陸連に要求することができる。各国陸連が IAAF の決定に違反した場合、第 16 条に基づく制裁を課すことができる。

5.10 ドーピング捜査と情報収集

5.10.1 上記第 5 条に従って検査を実施することに加えて、AIU はアンチ・ドーピングに関する情報(インテリジェンス)を収集し、アンチ・ドーピング規則違

反の証拠か、またはその証拠につながる事柄について、原規程および検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従って、ドーピング捜査を実施する権限を有する。この調査は、他の署名当事者および/または関連機関と共同して実施することができ、および/またはかかる捜査で得られた情報を他の署名当事者および/または関連機関と共有することができる。AIU は、他の署名当事者および/またはその他の関係機関によって行われた捜査が適切であると認められる場合は、捜査の結果が出るまで、自らの捜査を保留する裁量権を有する。

5.10.2 競技者または他の者が、他の競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反を犯したことを知っている、または疑う場合、最初に知り得た競技者または他の者が、その知りえたことまたは疑惑を可能な限り早急に AIU に報告する義務を負うものとする。最初に知り得た競技者または他の者は、知りえたことまたは疑惑が既に報告されている場合であっても、アンチ・ドーピング規則違反に関して新たに知りえたことまたは疑惑を誠実に事象ごとに報告する継続的な義務を負うものとする。正当な理由なしに上記を拒否または違反した場合は、第 12 条を適用するものとする。

5.10.3 競技者と他の者は、第 5 条に基づいて行われた検査すべてに協力しなければならない(正当な理由なしに拒否または違反した場合は、第 12 条を適用するものとする)。以下に限定はされないが特記事項を示す。

(a) AIU は、競技者または他の者に対して、アンチ・ドーピング規則違反の証拠か、またはその証拠につながる事柄について AIU に報告する書面の提出を要求することができる(要求)。競技者または他の者に事情聴取に出席することおよび/または関連する事実および状況に関する情報を記載した書面を提供することを含む(ただしこれに限定されない)。競技者または他の者は、そのような要求を受けてから 7 就業日以内または AIU に指定された期限内にその情報を提供しなければならない。AIU に提出された情報は、アンチ・ドーピング規則違反に関連する調査の実施および/または手続をするためにその情報を開示する必要がある場合、または管理機関、専門機関もしくは司法機関が、スポーツ以外の法律または規則に基づく捜査または訴追を行う場合を除いて機密保持されなければならない。

(b) 競技者または他の者は、要求により求められた情報を保留する権利、保護および特権を放棄し、剥奪される。競技者または他の者がそのような情報の作成を拒否または違反した場合、また、第 12 条に基づいて懲戒処分が提起された場合、またはアンチ・ドーピング審査会は、第 7 条 8 に基づき、要求について提供されるべき十分な根拠があると確認した場合、競技者または他の者が国際競技会で競技する(または、サポートスタッフの場合は、競技会に参加する競技者を支援する)資格を剥奪され、要求についての情報提出を保留している間、国際競技会への参加や権利を拒否されることがある。

5.10.4 競技者または他の者が調査手続を妨害しようとする場合(虚偽の、誤解を招く、または不完全な情報を提供することによって、および/または潜在的な証拠を破壊することなどによって)、第 2 条 5(不当な改変を施した、または不当な改変を企てた場合)違反とすることができる。

5.10.5 IAAF は、いかなる時でも各国陸連に以下のことを要求できる。(i) 各国陸連の管轄下にある 1 人またはそれ以上の競技者またはその他の者によるこれらのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を調査する(適切な場合には、当該国の国内アンチ・ドーピング機関および/またはその他の関係する国の機関または組織と連携して行動する)、および(ii) そのようなドーピング捜査について書面による報告を、AIU が定める妥当な期間内に提供すること。未成年者によるアンチ・ドーピング規則違反があった場合、もしくはサポートスタッフが、アンチ・ドーピング規則違反を犯したと認められた一人以上の競技者に対して支援を提供していた場合、各国陸連の管轄下にあるサポートスタッフ)に対して各国陸連によって自動的にドーピング捜査(および AIU に提出された調査の書面による報告書)が行われる。各国陸連が本規則に基づいてドーピング捜査を行うこと、または AIU によって定められた合理的な期間内に書面による報告書を作成することの不履行また拒否は、第 16 条に従って各国陸連に制裁を科する。

5.10.6 ドーピング捜査の過程で、AIU が潜在的なアンチ・ドーピング規則違反のために捜査すべきとする追加の競技者または人物を特定した場合、そ

の捜査はそれぞれの関与に対処するために拡大することができる。

5.10.7 第 5 条に基づくドーピング捜査の結果、AIU は、競技者または他の者が、アンチ・ドーピング規則違反を犯したことに對して責任を取るべき事案であるとの見解を得た場合、AIU の長は、第 7 条 7 に規定されているように、アンチ・ドーピング審査会に問題を提起する。

第 6 条 検体分析

6.1 検体分析の目的

検体は、本アンチ・ドーピング規則の下に分析される。(i) 禁止表に記載されている禁止物質および禁止方法の検出のため、および/または、禁止物質および禁止方法の使用の証拠として (ii) AIU による DNA 検査もしくはゲノム解析を含む競技者の尿、血液もしくはその他の検体に含まれる関係するパラメータに関する検査実施の支援、および/またはその両方のため、(iii) その他、正当なアンチ・ドーピング上の目的のため、に行われるものとする。検査から得られた関連情報は、特定対象者に対する検査の実施を指示するため、または、本規則第 2 条 1 におけるアンチ・ドーピング規則違反を証明するため、またはその両方のために使用することができる。検体は、将来の分析を行うために採取され、保管することができる。

6.2 認定分析機関および承認分析機関の使用

6.2.1 第 2 条 1 (競技者の検体における禁止物質または禁止方法の存在) の目的において、検体は、WADA 認定分析機関または WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析されるものとする。第 5 条 5.1 に従って AIU が採取した検体の場合、AIU はその検体を AIU の承認を受けた WADA 認定分析機関もしくは WADA 承認分析機関(または状況に応じて血液分析機関もしくは移動検査施設)に限って送るものとする。

第 2 条 1 の違反は、WADA 認定分析機関または WADA により承認されたその他の分析機関によって実施される分析によってのみ確定される。他の条

項の違反は、結果が信頼できるものである限り、他の分析機関の分析結果を用いて確定することができる。

6.2.2 第 6 条 2.1 に記載されているように、選手に関連した尿検体を分析するかどうかを決定するために血液(または他の尿以外)検体をスクリーニングする目的で、AIU は、検体を WADA によって認定または承認された分析機関または WADA によって承認された他の分析機関(例えば、地元の病院または移動検査施設)に提出することができる。

6.2.3 ABP 検査の目的のために、AIU は WADA によって認定または承認された分析機関または WADA 認定分析機関のサテライト、WADA 認定分析機関によって ISO 認定が適用され運営されている移動施設の1つまたは複数に検体を送ることができる。

6.2.4 第 6 条 2 の前項の規定を条件として、本規則に基づいて収集された検体の分析に使用される分析機関または他の施設は、AIU によってのみ選択されるものとする。

6.3 検体の所有権と検体使用の制限

6.3.1 IAAF の検査権限のもとで採取された検体(と関係するデータ)は IAAF の所有物である、また、AIU は、その検体の分析と処分に關するすべての事項を決定する権利がある。

6.3.2 競技者の書面による同意なく、検体を研究に用いることはできない。第 6 条 2 を除く目的で(競技者の同意を得て)用いる検体は、特定の競技者を追跡することができないように個人識別が削除されるものとする。

6.4 検体分析・報告基準

分析機関は、分析機関に関する国際基準に従って検体を分析し、その結果を報告するものとする。AIU は、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に基づいて検

査技術文書に記載された分析の項目よりも広範にその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

6.5 検体の追加解析

6.5.1 AIU は、いかなる段階においても追加分析の必要性が生じた場合、検体を追加分析を要求することができ、かかる検査の結果を根拠に、検体が、違反が疑われる分析報告または他のアンチ・ドーピング規則違反に該当するか否かの判断を下すことができる。

6.5.2 AIU によって採取された検体は保管され、IAAF または WADA(ただし IAAF の承諾を必要とする)から指示があった場合に限り、第 6 条 1 の目的において、さらなる分析の対象とすることができる。陸上競技で採取されたその他の検体はすべて、検査実施機関または IAAF(ただし検査実施機関の承諾を必要とする)または WADA から指示があった場合に限り、再検査することができる。検体を再検査する場合の状況および条件については、分析機関に関する国際基準及び検査とドーピング捜査に関する国際基準に準拠するものとする。

7. 結果管理

7.1 下記に示す第 7 条 2 を除いて、結果管理や聴聞会は検体採取に関わる各国陸連またはアンチ・ドーピング機関(検体採取に関わらないのであれば、競技者または他の者にアンチ・ドーピング規則違反があったことを先に通達し、確実に規則違反を追及できる方)の責任で、それらの手続きルールに則って実施される。

7.2 AIU は下記に示す状況において、本アンチ・ドーピング規則のもとに結果管理について責任を負う。

7.2.1 サポートスタッフまたはアンチ・ドーピング規則違反に関わる可能性のある人に対して AIU が行うドーピング捜査を含む本アンチ・ドーピング規則の下で行われたすべての検査に関連して得られた規則違反の可能性に

対して

- 7.2.2 IAAF が検査実施機関、または結果管理機関である場合に、第 7 条 3～5 に関して AIU によって行われたドーピング捜査に対して
- 7.2.3 第 5 条に従って行われた全てのドーピング捜査と関連した規則違反の可能性に対して
- 7.2.4 各国のアンチ・ドーピング機関、もしくはそれに相当する検査実施機関が国際レベルの競技者に対して行った検査に関連した規則違反の可能性に対して
- 7.2.5 検査に関するものではないアンチ・ドーピング規則違反の可能性に対して
 - (a) 国際レベルの競技者、サポートスタッフ、もしくは国際競技会で何らかの立場を持つ人、または国際レベルの競技者に関わる人
 - (b) IAAF は競技者または他の者に対してアンチ・ドーピング規則違反について最初に通知を行い、規則違反を追及するアンチ・ドーピング組織である。
- 7.2.6 各国のアンチ・ドーピング機関は第 5 条 2.1 に従って追加の検体を集める場合、当該アンチ・ドーピング機関が検体の採取を実施し、または指示するときと同様に、追加の検体についても結果管理責任を負うこととなる。しかしながら、各国アンチ・ドーピング機関は、そのアンチ・ドーピング機関の費用で追加検査を分析機関に依頼できるに過ぎず、AIU が結果管理責任を負う。
- 7.2.7 問題になっているアスリートの居場所情報が AIU に報告されていれば、第 2 条 4(居場所情報提出義務違反や検査未了)に対する違反の可能性にもとづく結果管理は AIU が行うことになる。居場所情報提出義務違反や検査未了であると認定したアンチ・ドーピング機関はその情報を ADAMS や他の関連するアンチ・ドーピング機関が利用できるような WADA が認証した別のシステムを通じて WADA に伝えなければならない。
- 7.2.8 さらに、AIU は下記のケースにおいては、既定の結果管理責任を負うことになる。
 - (a) 各国陸連や各国アンチ・ドーピング機関が、競技者、またはその他本アンチ・ドーピング規則が適用される他の者に対してどのような規則も適用できる権限をもたない場合、または各国陸連

や各国アンチ・ドーピング機関もそのような権限を有していない場合は AIU、または第三者機関(各国陸連や各国アンチ・ドーピング機関も含まれる)により結果管理が行われる。

(b) WADA の指示によって行われた検査の結果管理や聴聞会の実施、または WADA によって発見されたアンチ・ドーピング規則違反については WADA から指示を受けたアンチ・ドーピング機関が実施する。

(c) IOC やそれに相当する主要競技会組織で行われた検査の結果管理や聴聞会、またはこれらの組織で発見されたアンチ・ドーピング規則違反は、その問題となる国際競技会からの除外以上の競技結果の失効、競技大会で得たメダル・ポイント・賞の剥奪・アンチ・ドーピング規則違反に対応する費用の回収を含めて AIU に付託する。

7.2.9 第 7 条に基づいて、IAAF と各国陸連、各国アンチ・ドーピング機関のうちどこが結果管理責任を負うかについて論争が生じた場合、WADA がその主機関を決定する。この論争に関与するアンチ・ドーピング機関は WADA の決定事項に対してその決定日から 7 日以内に CAS へ不服申し立てすることができる。この申し立ては CAS によって迅速に取り扱われ、一人の仲裁人が決定する。

7.2.10 どの機関が結果管理や聴聞会を行うかに関係なく、第 7 条と第 8 条で示される原理については遵守されなければならない。

7.3 違反が疑われる分析報告の審査

7.3.1 AIU は A 検体に関する違反が疑われる分析報告を受け取った場合、以下の判断を行うために審査を行うものとする。(a) TUE が付与されているか、もしくは TUE に関する国際基準に適合しているとして今後付与されるかどうか。(b) 検査およびドーピング捜査に関する国際基準、もしくは分析機関に関する国際基準から明らかな逸脱が、違反が疑われる分析報告の原因となりえるかどうか。

7.3.2 上記第 7 条 3.1 に定める違反が疑われる分析報告の検討において、TUE が適用される、または検査およびドーピング捜査に関する国際基準または分析機関に関する国際基準から明らかに逸脱したことが、違反が疑

われる分析報告の原因となっている場合、全ての検査結果は陰性とし、競技者や各国陸連、所属国のアンチ・ドーピング機関、WADA にその旨を伝えなければならない。

7.3.3 上記第 7 条 3.1 に定める違反が疑われる分析報告の検討において、TUE が適用される、または TUE に関する国際基準に適合する、または検査およびドーピング捜査、もしくは分析機関に関する国際基準から明らかに逸脱していることが、違反が疑われる分析報告の原因となっていない場合、AIU は即座に競技者に通知し、同時に各国陸連、所属国のアンチ・ドーピング機関、WADA にもその旨を第 14 条 1 に示すような形で伝えなければならない。

- (a) 違反が疑われる分析結果
- (b) 違反したアンチ・ドーピング規則
- (c) 違反が疑われる分析結果について競技者が AIU に対して説明するための期限
- (d) B 検体の速やかな分析を要求できる競技者の権利、それを行わない場合 B 検体分析は断念したとみなされること
- (e) 競技者もしくは AIU が B 検体の分析を要請する場合、分析日、時間、および場所
- (f) そのような検査が要請されれば、分析機関に関する国際基準に従って競技者や競技者の代理人が B 検体の開封及び分析に立ちあう機会
- (g) 競技者が、分析機関に関する国際基準が満たされていることを含んだ A, B 検体の分析結果書類一式を要求する権利(競技者負担となる)

7.3.4 競技者または競技者の代理人は B 検体分析に参加し、かつ分析が実際に行われている場に立ちあうことが可能である。陸連の代表者や AIU の代表者が参加し、立ちあうこともできる。競技者が B 検体の分析を要請している間は暫定的資格停止の状態となる。

7.3.5 もし競技者が B 検体の分析を要請しなかったとしても、その分析が競技者の事例の判断に関連性があると考えられる場合は、AIU がいつでも B 検体の分析を要請することができる。

7.3.6 AIU が違反の疑われる分析結果についてこれ以上追及する必要がないと判断した場合、競技者、各国陸連、所属国のアンチ・ドーピング機関と WADA、および第 13 条に基づき不服申し立ての権利のあるアンチ・ドーピング機関に対して、AIU は当該事項を通知しなければならない。

7.4 非定型報告の審査

7.4.1 分析機関に関する国際基準に従い、内因的にも生成されうる禁止物質の存在を更なるドーピング捜査の対象である非定型報告として報告するよう、分析機関に指示が与えられる場合がある。

7.4.2 非定型報告を受け取った場合、AIU は、以下の判断を下すため審査を実施するものとする。(a) 非定型報告は、本アンチ・ドーピング規則に基づいて付与された、または付与もしくは承認される予定の TUE が適用されるかどうか、もしくは(b) アンチ・ドーピング規定または分析機関に関する国際基準からの明らかな逸脱行為がないか

7.4.3 この審査において、TUE の適用、または逸脱が非定型報告の原因となっているとの結論が得られなかった場合、AIU は必要なドーピング捜査を実施する。

7.4.4 この調査の終了後には、非定型報告について違反が疑われる分析報告としての処理が進められるかどうか、競技者と第 14 条 1.2 に示されたアンチ・ドーピング機関に対し通知がなされるものとする。この非定型報告が、違反が疑われる分析報告として処理される場合は、第 7 条 3.3 に従って、競技者に通知されるものとする。

7.4.5 AIU は、ドーピング捜査を終え非定型報告を問題にするか否かの決定を下すまでは、非定型報告についての通知を行わない。ただし以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(a) 第 7 条 4 に基づき、結論を下す前に B 検体の分析を行う必要があると AIU の長が判断した場合、AIU は競技者に通知した上で B 検体分析を行うことができる。この通知には、非定型報告の内容ならびに、第 7 条 3.3 のうち、該当する情報を記載する。

(b) 近く国際競技会の開催を予定している主要大会機関、または国際競技会を控え、チームメンバー選出の期限に迫られているスポーツ団体より、その主要大会機関またはスポーツ団体が

提出したリストに、未解決の非定型報告がある競技者が含まれているか否かを知らせてほしいとの要請が AIU に寄せられた場合、AIU は、該当する競技者に非定型報告を通知したうえで、かかる競技者を特定するものとする。

7.4.6 もし AIU が違反の疑われる分析報告として非定型報告をこれ以上追及しないことを決定すれば、その旨を競技者と WADA、各国陸連、所属国のアンチ・ドーピング機関、第 13 条に基づき不服申し立てを行う権利のあるアンチ・ドーピング機関に通知する。

7.5 違反が疑われるアスリート・バイオロジカル・パスポートの審査

AIU のアスリート・バイオロジカル・パスポートプログラムに関する結果管理は、アンチ・ドーピング規定に定められている手続きに従って行われるものとする。AIU はアンチ・ドーピング規則違反があったと認めた場合には、第 8 条に定めるように違反通告を競技者に速やかに伝えるものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第 14 条 1.2 に定める通り通知を受けるものとする。

7.6 居場所情報関連義務違反の審査

検査対象者登録リストに記載された競技者によって明白な居場所情報提出義務違反（登録不備または検査未了）が発生した場合は、AIU がアンチ・ドーピング規定に定められた手順に従って、その結果管理を行う。AIU は、アンチ・ドーピング規則違反があったと認めた場合には、第 8 条に定めるように違反通告を競技者に伝えるものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第 14 条 1.2 に定める通りに通知を受けるものとする。

7.7 アンチ・ドーピング規則違反の可能性がある違反が疑われる分析報告、非定型報告、違反が疑われるアスリート・バイオロジカル・パスポート、または居場所情報義務違反以外の審査

7.7.1 違反が疑われる分析報告や非定型報告、違反が疑われるアスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反以外のアンチ・ドーピング規則違反の可能性がある証拠がある場合、AIU の長は必要に応じてドーピング捜査の継続や追加のドーピング捜査を命じることができるものとする。

(a) 個別の事案を勘案してそれに精通したアンチ・ドーピング審査会委員を 3 名確定すること。

(b) 証拠を含む全てのファイルをそれぞれの審査会委員に送ること。
および

(c) 証拠を審査し、第 2 条の案件に合う事例かどうかを決定するようアンチ・ドーピング審査会委員に要請すること。

7.7.2 アンチ・ドーピング審査会委員が審査により第 2 条の案件に合うと結論付けた場合、第 8 条に基づいて AIU は競技者に対して違反通告を行う。

7.7.3 第 2 条の案件に合う事例ではないと AIU が結論づけた場合、AIU は WADA、所属国のアンチ・ドーピング機関、および第 13 条(第 13 条 2 に不服申し立てする権利が記載されている)に基づいた不服申し立てが可能なその他のアンチ・ドーピング機関に対して、当該事例は更なる調査を進めない旨を伝えなければならない。

7.8 要求の審査

7.8.1 AIU の長は、要求に従わない競技者または他の者に対して第 5 条 10.3 に示された結論を適用しようとする場合、アンチ・ドーピング審査会の一人以上の委員に対して、要求を履行しない競技者の国際競技会への参加資格や参加申し込み、参加認定の取り消しという要求に正当性があるかどうかを確認しなければならない。アンチ・ドーピング審査会委員への照会は競技者または他の者への要求がある前、または要求が行われた後、さらに競技者または他の者が従わないときに行われるが、いずれの場合においてもアンチ・ドーピング審査会委員が要求について十分正当性があるとするまではどのような結論も下さないこととする。

7.8.2 要求を検討する際、アンチ・ドーピング審査会委員は自由裁量を持ち、AIU や競技者、また疑義のもたれる人物からの意見の開陳を求めても良いが、これは義務ではない。

7.8.3 アンチ・ドーピング審査会委員は要求に正当性がないと判断した場合、(a) AIU は競技者または他の者への要求を遂行してはならず、そして(b) 競技者または他の者が要求を履行しなかったことに何の制裁措置も科してはならない。

7.8.4 アンチ・ドーピング審査会委員は要求に正当性があると判断した場合、競

技者または他の者が要求に対して情報開示を行わなければ、第 5 条 10.3 に示される内容が適用される。

7.9 IOC やその他主要競技会組織による検査における結果管理

IOC またはその他の主要大会組織(例:英連邦競技大会、パン・アメリカン競技大会の所轄機関)による検査については、競技者に対し、当該国際競技会での失効処分以上の制裁措置を決定する場合に限り、AIU が本アンチ・ドーピング規則に基づき結果管理を行う。要請に応じ、IOC またはその他の主要大会組織は 15 日以内に事例の全ファイルのコピーを AIU に提供する。

7.10 暫定的資格停止が適用される原則

- 7.10.1 **強制的な暫定的資格停止**:違反の疑われる分析報告が特定物質以外の禁止物質の使用や禁止方法によるものである場合、AIU は審査の上、直ちに暫定的な資格停止を科し、上記第 7 条 3 に記載した通知を行うものとする。もし競技者がその違反が汚染された製品に関連した可能性があると実証できた場合には強制的な暫定的資格停止は解除されることがある。
- 7.10.2 **禁止物質が特定物質であった場合の暫定的資格停止**:違反が疑われる分析報告が特定物質に関するものである場合、AIU が指定した期限までに当該競技者が、違反が疑われる分析報告に対して一切釈明を行わなかった、またはその釈明が不十分であった場合には、AIU は当該競技者に対して暫定的資格停止処分を科すことができる。あるいは、競技者は自ら資格停止とし、それについて AIU へ書面で報告する。
- 7.10.3 **競技者のアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告や非定型報告による暫定的資格停止**:第 8 条に基づいて、IAAF は競技者に違反の疑われる競技者のアスリート・バイオロジカル・パスポートや非定型報告について違反通告を行い、同時に暫定的資格停止を科す。
- 7.10.4 **特定物質について違反の疑われる分析報告や他のアンチ・ドーピング規則違反に基づく暫定的資格停止**:第 7 条の審査後は、本アンチ・ドーピング規則において第 7 条 10.1 や第 7 条 10.2 で取り扱われ、アンチ・ドーピング規則違反の可能性があると AIU が判断した場合は、AIU の長は競

技者または他の者の問題が解決するまで暫定的資格停止を科すこととする。

7.10.5 **暫定的資格停止の通告**: 暫定的資格停止の通告は第 7 条に基づく通知、または第 8 条に基づく競技者または他の者への違反通告と同時に行われる。暫定的資格停止は競技者や他の者に書面に記載された日から有効となる。

7.10.6 **暫定的資格停止の受け入れ**: 競技者または他の者でアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けたにもかかわらず暫定的資格停止を科されなかった全例において、その競技者または他の者は問題が解決するまで自発的に資格停止を受け入れることができるものとする。競技者または他の者が自発的資格停止の受け入れを決定したことだけで、自認とはされず、不利な推測もなされない。各国陸連が暫定的資格停止を科す場合、または競技者が自発的資格停止を受け入れる場合、各国陸連はその事実を直ちに AIU へ通知しなければならない。自発的資格停止は競技者が書面にて確認し、その書面を AIU が受領した日付をもって有効とする。

7.10.7 **各国陸連が暫定的資格停止を科さない場合**: 各国陸連が AIU の長の意見に基づいた暫定的資格停止を科していなければ、AIU の長自らが暫定的資格停止を科することができる。その旨は各国陸連に通知される。

7.10.8 **違反の疑われる A 検体の分析結果に基づき暫定的資格停止(または自発的資格停止)となるも、B 検体の結果が A 検体の結果と相違する場合**、第 2 条 1(禁止物質や代謝物、マーカーの存在)の違反の理由で、競技者にそれ以上の資格停止を科さないこととする。また、第 2 条 1 の違反に基づきすでに競技者や競技者のチームが競技会から排除され、B 検体が A 検体の結果を追認しない場合は、当該競技会に影響しない状況下で競技会へ復帰することができる。

7.11 以前のアンチ・ドーピング違反の認証

第 8 条に基づき違反通告を競技者または他の者に通知する前に AIU は ADAMS を参照し、必要に応じて WADA やその他関係するアンチ・ドーピング機関にこれまでのアンチ・ドーピング規則違反についての情報を確認する。

7.12 結果管理の決定についての通知

アンチ・ドーピング規則違反が発生したとされる場合、それを撤回する場合、暫定的資格停止が科される場合、資格停止処分が自発的に受け入れられる場合、または、聴聞会の開催なしに制裁が科されることについて競技者が合意した場合は、すべての場合において、第 13 条に基づき不服申し立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関へ通知がなされるものとする。

7.13 競技からの引退

結果管理手続きが進められている最中に競技者が引退したとしても、AIU は、結果管理手続きを最後まで行う権限を有する。結果管理手続きが開始される前に競技者が引退したとしても、競技者または他の者によるアンチ・ドーピング規則違反が発生した時点で AIU に結果管理権限があれば、競技者または他の者に対して AIU は、結果管理を実施する権限を有する。

8. 聴聞会手続き

8.1 第 7 条に示した結果管理やドーピング捜査に基づいて、アンチ・ドーピング規則違反が起きたとされる場合、競技者または他の者は通知を受け、案件は聴聞会で検討されることになる。

8.2 IAAF は下記の事項全てを審理するための懲戒機関を設置する。

- (a) 本アンチ・ドーピング規則に基づき、AIU が国際レベルの競技者やそのサポートスタッフに対してアンチ・ドーピング規則違反があったとする。
- (b) 各国陸連やその他のアンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反があったとし、AIU の同意を得て全ての当事者が問題を懲戒機関に報告することについて同意している。
- (c) 各国陸連を含む他の組織が裁定を開始できない場合、聴聞会を適切に進められない場合、またはその他に AIU が公正な聴聞プロセスを行うことが適当であると認めた場合に AIU は懲戒機関に直接案件を提示することができる。

- 8.3 アンチ・ドーピング規則違反があったとされるその他いずれの案件においても、競技者または他の者に対する聴聞会が各国陸連、もしくは各国陸連が認める裁定機関において開かれることになる。各国陸連が聴聞会の開催を（各国陸連の内外における）他の機関、委員会や裁定機関に委任する場合、何らかの理由により各国陸連とは別の人物、委員会や裁定機関が本条に基づいて競技者の聴聞を行う場合、第 13 条に基づきその決定が各国陸連の決定事項とみなされる。

8.4 懲戒機関での手続き

- 8.4.1 AIU が国際レベルの競技者やそのサポートスタッフが第 2 条（アンチ・ドーピング規則違反）に対して責任を負うべきと判断した時、第 14 条 1.2 に示す通り AIU の長は違反通告を競技者やそのサポートスタッフに対して書面で行い、そのコピーを懲戒機関の長とアンチ・ドーピング機関それぞれに送ることとする。

- 8.4.2 違反通告は以下の通りである。

- (a) アンチ・ドーピング規則違反があったとする場合、本規則で犯した違反条項、基になっている事実（もし違反が、違反が疑われる分析結果の報告に基づくのであれば、違反通告とともにそれを証明する検査結果のコピーも）のまとめと検査およびドーピング捜査に関する国際基準により求められるその他の情報。
- (b) 本アンチ・ドーピング規則違反があったとする場合はアンチ・ドーピング規則により適用される措置。
- (c) （適用されるのであれば）第 7 条 10 に記載された暫定的資格停止に関わること、および
- (d) 第 8 条 4.3 に基づき、競技者または他の者が違反通告に対応する権利。

- 8.4.3 競技者または他の者は違反通告に対し以下の様に対応できる。

- (a) アンチ・ドーピング違反を行ったことを認め、違反通告に記載された措置に応じる。
- (b) アンチ・ドーピング違反を行ったことは認めるが、違反通告に記載された内容の議論や措置の緩和を求め、第 8 条に基づいた聴聞会結果が妥当かを懲戒機関に付託する。

(c) アンチ・ドーピング違反を行ったこと、第 8 条に従って実施された聴聞会において懲戒機関が行った違反の決定、および(もし違反が有効とされれば)その措置をしべて否認する。

8.4.4 競技者やそのサポートスタッフが懲戒機関において聴聞会を受ける権利を行使しようとする場合、文書にて違反通知を受けてから 10 日以内に AIU 宛(懲戒機関へのコピーとともに)に対して文書にて要請しなければならない。その際には競技者または他の者が違反通告への対応方法を明らかにしていなければならない、その根拠も(サマリー形式で)説明しなければならない。

8.4.5 もし競技者または他の者が違反通告に特定された締め切りを過ぎても返答しなければ、アンチ・ドーピング規則違反があったものとみなされ、違反通告に記載された措置に従わなければならない。

8.4.6 違反通告時において、または懲戒機関による裁定が下される前のいずれかの段階で、AIU は競技者またはそのサポートスタッフにアンチ・ドーピング規則違反があったことを認め、通知の措置に従うよう促すことがある。

8.4.7 AIU が違反通告を取り下げた、または競技者やそのサポートスタッフが、アンチ・ドーピング違反があったことを認め、AIU によって定められた措置に従う状況においては懲戒機関での聴聞会は開催されない。そのような場合、AIU は、

(a) すぐに(必要に応じて)違反通告の撤回、もしくはアンチ・ドーピング規則違反を犯したこと、そして定められた措置(必要に応じて最大限の制裁が科されない理由を含む)が行われたことを公表する

(b) 第 14 条に基づき、決定を一般公開する。

(c) 決定についてのコピーを競技者または他の者及び第 13 条にあるように決定に対して不服申し立てを行う権利がある当事者に送る(これらの対象者はコピーを受け取ってから 15 日以内にその決定にまつわるすべての情報を要求する権利をもつ)。

8.5 審査会委員の任命

8.5.1 AIU から違反通告を受け取れば、懲戒機関の長は懲戒機関に 1 または 3 名の審査会委員を任命する。そして、違反通告に申し立てられた違反に

ついて聴聞し、決定する。この審査会委員のうち一人は懲戒機関の長、もしくは長の代理が務める。

8.5.2 以下のような場合、懲戒機関の委員は審査会委員とはならない。

- (a) その当事者もしくは参考人と(直接的にも間接的にも)個別的な関与があつたり利害関係があつたりする。
- (b) その手続きにおいて以前に何らかの関係がある、または何らかの事実(暫定的な資格停止の決定を含む)と関係がある。
- (c) (懲戒機関の長もしくは関係者に承認されていても)その手続きにおいてかかわりのある当事者と同じ国籍である
- (d) 公平性や独立性に重大な疑義がある時(懲戒機関の長が決定する)

8.5.3 特定の事項について懲戒機関の審査会委員に任命されるにあたって、それぞれの審査会委員は公平性や独立性がかかる事項において、あらゆる第三者から見て疑問を生じるような事実や状況について予め明らかにする必要がある。もしそのような事実や状況が後で判明すれば、その審査会委員はその事実を更新して公開しなければならない。

8.5.4 懲戒機関の審査会委員選定に対するあらゆる反対意見は懲戒機関の長に対して、遅滞なく、少なくとも以下に示す日から7日以内に行わなければならない。

- (a) 第8条5.3で示された文書通知を受け取った日
- (b) 反対意見が生じるような事実や状況が明るみになったことを知れた日

反対意見がないことは反対意見の放棄とみなされる。懲戒機関の長(または代行)はあらゆる反対意見を裁定し、決定は最終的なものとなる。それについて不服申し立てをする権利はない。

8.5.5 どの様な理由にしろ、もし懲戒機関の審査会委員が聴聞できない、進んで聴聞しない、または聴聞に適さない状況であれば、懲戒機関の長(または代行)は以下の決定を下すものとする。

- (a) その手続きにおいて他の懲戒機関の委員と交代させる。
- (b) 残りの審査会委員に聴聞を要請し、手続きの決定をさせる。もし全会一致、もしくは過半数の賛成を得た決定に至らなかった場合は、懲戒機関の長が決定する。

8.6 懲戒機関の権限

8.6.1 懲戒機関、ないし懲戒機関の審査会委員はその責任を履行することに対して必要で十分な権限をもつ。自身の行動や、当事者への措置を適用するかについて制限のない権限として、

- (a) 自身の裁定権を規定する。
- (b) 特定の事項について助力や助言を得るために独立した専門家に相談する。この費用は懲戒機関より直接支払われる。
- (c) 公平性を担保するために手続きを早める、中止する、延期する、または保留することを決定する
- (d) 本規則に規定された、または懲戒機関自身で取り決めた時間的な制約を延期したり、短縮したりする。ただし制限期間や不服申し立てまでの期限は別とする。
- (e) 当事者に対してその所有物や文書、その他関連するものを懲戒機関のものとする、もしくは管轄下に置き、懲戒機関および／もしくは他の当事者が監査することを可能にする。
- (f) 手続きにおいて、一つ以上の第三者による介入を許可し、そのような介入や第三者の意見を取りまとめることにおける適切な手続きの方向性を示し、最終的に一つの決定事項にまとめるか、すべての当事者を尊重し、幾つかの決定事項にまとめる。
- (g) 裁定や前例に関わる事項について予備的な、ないし解決の手がかりをもたらす質問を行い、当該案件における他の問題について究明するように命じる。
- (h) 一時的に休息や音楽を楽しみ最終的な決定につなげる。
- (i) 懲戒機関が、手続きやその前に懸案となっている事項において効率的で相応の管理を行うために妥当と考えられる手続き上の方向性を示す、もしくはその手順を踏む。
- (j) 経費負担を決定する。

8.6.2 手続き上のルールは懲戒機関または審査会委員の長が決定する。

8.7 審査会委員の長との事前打ち合わせ

8.7.1 競技者、またはそのサポートスタッフから聴聞会をうける権利を行使する

意思表示があれば、審査会委員の長は事前打ち合わせのために AIU 及びその法律代理人、競技者とサポートスタッフ、(必要に応じて) 競技者の代理人を招集する。この会議は電話会議で行われることもある。事前打ち合わせの通知が適切に行われていれば、競技者やそのサポートスタッフ、もしくは競技者の代理人が会議に来なくても、また競技者やサポートスタッフから文書の提出がされていてもいなくても事前打ち合わせを進めることができる。

8.7.2 事前打ち合わせを行う目的は審査会委員の長が聴聞の重要な点について説明することである。特に制限はないが、審査会委員の長は、

- (a) 案件を聴取した当事者からの要請を検討する
- (b) 他に保留中の案件の聴聞会と本例の併合について当事者からの要請を検討する。
- (c) それ以上に短い期間を要求してこなければ、事前打ち合わせ後少なくとも 21 日以内に聴聞会本会を開くことを決定する。先述の通り、聴聞会自体は違反通告が行われたあと、できるだけ早く、競技者やサポートスタッフが会の開催を要求してから少なくとも 45 日以内に開始されなければならない。これは迅速に進めなければならない。
- (d) 適切な期間をもって聴聞会の開かれる日時を設定する。
 - (i) AIU は IAAF が聴聞会で取りあげる全ての問題についての主張の要点、AIU が聴聞会にて確認したい事実や専門的証人からの文書、懲戒機関が証人に確認してほしい事実、AIU が聴聞会で紹介しようとする文書を提出する。
 - (ii) 競技者やサポートスタッフは、IAAF の主張に対する返答の要点、競技者やサポートスタッフが聴聞会において論点にしたいことの議論とともに、競技者やサポートスタッフおよび他の証人(事実もしくは専門家)が聴聞会において強調したい状況説明書、競技者、またはサポートスタッフが懲戒機関で証人に確認してほしい事実、競技者またはサポートスタッフが懲戒機関で紹介しようとする文書を提出する。
 - (iii) AIU も文書を提出することができ、それは競技者やサポートスタッ

フへの返答や、証人による反証および／または文書を含む。

- (e) 当事者間の関連文書および／または他の材料作成は懲戒機関の長が適切と考える形で行わせる。正当な理由が示されれば、分析機関の結果報告に含まれる分析機関に関する国際基準の文書一式以外に、違反が疑われる結果報告に関連してさらなる文書や材料を求めることはない。

8.8 懲戒機関での聴聞会の開催

- 8.8.1 懲戒機関の長の裁量により、いずれかの当事者から正当な理由が示されれば懲戒機関の聴聞会が(a) ロンドンかモナコで(b)秘密裏に開かれる。
- 8.8.2 AIUと競技者、そのサポートスタッフはそれぞれ聴聞会に出席し、聴聞される権利を有する。彼らはまた、自身で選出した法律顧問を代理として立ててもよいが、それは自身の負担による。
- 8.8.3 第3条2.5で定めたように、競技者やそのサポートスタッフが聴聞会へ出廷せず、むしろ聴聞会へ書面で判断を依頼することも可能であるが、そのような場合において聴聞会は提出物を慎重に検討する。しかしながら、聴聞会を開くことを適時に通知したにもかかわらず、競技者またはサポートスタッフ、代理人が聴聞会に出席しないのであれば、書面での判断依頼の有無によらず、彼らの不在のまま審議が進むことを妨げない。
- 8.8.4 聴聞会において、それぞれが証拠となる事実を提示できる(電話する権利や証人への質問を含む)相応の機会があり、審査会委員に十分説明できたとするのであれば、聴聞会後の手続きは審査会委員の裁量で進められる。
- 8.8.5 審査会委員は事実にもとづいて判断された司法規則にばかり縛られるのではない。その代り、アンチ・ドーピング規則違反に関連した事実は告白を含む信頼のある方法で確立されることがある。審査会委員は本規則第3条に基づき、立証基準や事実や推定を確立する手段を適用する。
- 8.8.6 いずれかの当事者から正当な理由が示され、審査会委員が命じたの如果不是なければ、聴聞会は英語、またはフランス語で行われる。それに先立ち、英語またはフランス語でない文書は(必要に応じて)公式の翻訳を行わなければならない。翻訳の費用は審査会委員が依頼した場合を除いてそ

れを提出した当事者が負担する。審査会委員が依頼した場合は、AIU が聴聞会で記録、または記述された内容について手配を行う。競技者またはサポートスタッフが依頼した場合は、AIU は聴聞会において口述される質問やその答えを翻訳する人を手配する。これらの記述および翻訳の費用は審査会委員が依頼したものでなければ IAAF が負担する。

8.9 懲戒機関の決定

- 8.9.1 それぞれの立場からの提出が完了したら、審査会委員はアンチ・ドーピング規則違反があったのかどうか、またそうであればどのような裁定を下すべきなのか聴聞会を終了して審議に入る。本規則第 10 条はアンチ・ドーピング規則違反に関わる制裁措置の範囲について言及している。審査会委員は提出物を審査した後、案件に対して決められた範囲内で制裁を決定する。
- 8.9.2 決定事項は口頭で発表されることはなく、聴聞会が閉会した後 14 日以内（例外的に期限が決められない場合には、可及的速やかに）に文書で通知される。この決定は当事者（第 14 条 1.5 にもとづき内密に提供される）、及び WADA、そして第 13 条に基づき不服申し立てする権利を有する他の当事者（この通知を受け取ってから 15 日以内にこの決定に関わる全ての情報を要求できる）に対して通知される。

この決定は以下のことを明確に説明する。

- (a) 理由と共に、アンチ・ドーピング規則違反があったかどうかの認定。
- (b) 理由と共に、科される（または科されない）のであれば、どのような裁定となったか。場合により、どうして考えられる最も重い裁定に至らなかったのかについての言及。
- (c) 第 10 条 10 に示す通り、裁定が有効となる日程。
- (d) 第 13 条に示す通り、不服申し立てをする権利。

- 8.9.3 懲戒機関はそれが適切であれば、どの当事者にもかかった費用に応じてそれを請求する権利をもつ。もしその権利を履行しないのであれば、それぞれの当事者は個々にかかった弁護士、証人などの費用を賄う。資格停止の期間の短縮や制裁の軽減がされるなどの状況でもかかった費

用の返還はしない。

8.10 懲戒機関以外での手続き

- 8.10.1 競技者または他の者にアンチ・ドーピング規則違反があったとされる場合、同時に聴聞会を受ける権利があることを知らされる。聴聞の過程は公平な審査会委員により合理的な期間で最小限度の内容で進められる。第 14 条に示す通り、資格停止期間の理由を説明したものも含め、熟慮の上での決定が適時世間に公開されることになる。
- 8.10.2 もし競技者または他の者が各国陸連や彼らの関連当事者に対して聴聞会を受ける意思を 10 日以内に書面で通知しないのであれば、聴聞会を受ける権利を放棄し、当該のアンチ・ドーピング規則違反を受け入れたとみなされる。この事実は各国陸連が 5 就業日以内に AIU へ書面で通知することで確定する。
- 8.10.3 競技者または他の者から聴聞会が要請された場合、聴聞会は遅滞なく開催されなければならない。少なくとも競技者または他の者が各国陸連に通知してから 60 日以内に聴聞が完了していなければならない。各国陸連は予定されている聴聞会とその日程を、それが確定したらすぐに AIU に伝えなければならない。IAAF ではなく AIU が聴聞会にオブザーバーとして参加する権利をもつ。しかしながら、AIU の聴聞会参加や、別機関が関与したとしても、第 13 条のもとで各国陸連の決定に対して CAS に不服申し立てする IAAF の権利が損なわれることはない。
- 8.10.4 各国陸連が 60 日以内に聴聞会を終了しなかった場合、または聴聞を終えても合理的な期間内に決定を下さなかった場合、AIU は決定期限を設定することができる。いずれの場合においてもその期日が守られなかった時には、AIU はアンチ・ドーピング規則に則り聴聞会が行われる懲戒機関に案件を委ねることができる。聴聞会は各国陸連の責任と費用負担で実施され、懲戒機関の決定に対しては第 13 条に基づき CAS への不服申し立てを行うことができる。各国陸連が競技者に対して 60 日以内に聴聞会を開かないのであれば、第 16 条に基づきさらなる制裁措置が科される結果となる。
- 8.10.5 各国陸連は AIU に対して 5 就業日以内に裁定機関の決定内容を書面で通知しなければならない。この通知は英語かフランス語で行われる。こ

の決定には、(i)アンチ・ドーピング規則違反があるか否か (ii)もし違反があればどのような制裁措置が科されるのか、などの裁定機関の決定における理由や説明などが記してある。この決定には(もし適用されているのであれば)どうして最大限の制裁が科されないのかについても記載されている。AIUからの要求があれば各国陸連は15日以内に案件の全情報のコピーを提出する。

- 8.10.6 競技者または他の者は、本アンチ・ドーピング規則に違反したこと、および第10条に定める措置を受け入れることを書面で認めることにより、聴聞会を放棄することができる。競技者または他の者が第10条の下で措置を受け入れ聴聞会が開催されなかった場合、各国陸連は関連機関の決定による措置についての競技者または他の者の受諾を認め、決定がなされてから5就業日以内にAIUへ決定書を送付しなければならない。本アンチ・ドーピング規則の下で競技者が措置を受け入れた上で各国陸連が下した決定に対しては、第13条に基づいて不服申し立てをすることができる。

8.11 CASでの聴聞

アンチ・ドーピング規則違反が主張されている案件は、最初の聴聞会の決定への不服申し立て権利を有するIAAF、競技者や他の者、WADA、およびその他のアンチ・ドーピング機関が同意すれば、これに先立つ聴聞会を開催することなく、CASが直接聴聞会を開くことができる。

9. 個人成績の自動的失効

- 9.1 競技会(時)検査に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、該当する大会において競技者が得た個人の成績は自動的に失効し、競技者に対しては、獲得したメダル、タイトル、賞、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することを含め、あらゆる相応の措置が講じられる。さらに、その他の大会における成績も第10条1(当該競技会)や第10条8(その後の競技会)に従い、失効となる可能性がある。

10. 個人に対する更なる制裁措置

10.1 競技会の開催中に、または競技会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合における個人成績の失効

10.1.1 第 10 条 1.2 を条件として、競技会の開催中に、または競技会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、該当する競技会において当該競技者が得た個人の成績はすべて失効し、競技者に対しては、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することも含め、あらゆる相応の措置が講じられるものとする。

10.1.2 競技者本人が、かかるアンチ・ドーピング規則違反に対して自分には過誤または過失がないことを立証できた場合には、AIU よりアンチ・ドーピング規則違反により影響されうる結果でないとみなされれば、他の大会も含む当該競技者の個人成績は失効しない。

10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用、使用の企て、または保有を理由とする資格停止処分

第 2 条 1、第 2 条 2、第 2 条 6 に対する初めての違反が競技者または他の者に発生した場合、資格停止の期間は以下の通りとする。ただし、下記の第 10 条 4、第 10 条 5、第 10 条 6 に従い、資格停止期間の短縮または猶予が適用される可能性がある。

10.2.1 資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

(a) アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合。ただし、競技者または他の者が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を証明した場合を除く。

(b) アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連し、AIU が当該アンチ・ドーピング規則違反を意図的であった旨を決定する場合。

10.2.2 第 10 条 2.1 が適用されない場合、資格停止期間は 2 年間とする。

10.2.3 「意図的」という用語は、第 10 条 2.2 および第 10 条 2.3 において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者または他の者を指す。従って、当該用語の使用に当たっては、競技者または他の者が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反に相当することを認識しつつその行為を行った場合、または、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反に相当したり、結果としてアンチ・ドーピング規則違反に至ったりする重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した場合であることが要件となる。競技会(時)においてのみ禁止された物質に関し違反が疑われる分析報告があった結果としてアンチ・ドーピング規

則違反に問われている事案において、(a)当該物質が特定物質であって、この禁止物質が競技会外で使用された旨を競技者が証明できれば、違反は「意図的」ではないという反証可能な推定がなされるものとし、さらに、(b)当該物質が特定物質ではなくて、この禁止物質が競技力向上とは無関係に競技会外で使用された旨を競技者が証明できれば、違反は「意図的」と判断されないものとする。

10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反を理由とする資格停止処分

第2条1、第2条2、第2条6に定めるもの以外のアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、資格停止期間は以下の通りとする。ただし、第10条5または第10条6が適用される場合は、この限りではない。

10.3.1 第2条3または第2条5に対する競技者または他の者の最初のアンチ・ドーピング規則違反の資格停止の期間は4年間とする。ただし、検体の採取の不履行があった場合に、(第10条2.3で定義するところにより)アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を競技者が証明できた場合はこの限りではなく、その場合には資格停止期間は2年間とする。

10.3.2 第2条4に対する競技者の最初のアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、資格停止の期間は2年間とする。ただし、競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間での資格停止期間の短縮は、直前の居場所情報変更や検査の対象となることを避けようとしていたことが疑われたその他の行為をする競技者に対しては適用されない。

10.3.3 第2条7または第2条8に対する競技者または他の者に最初のアンチ・ドーピング規則違反が生じた場合は、最短で4年の資格停止、その重大性により最高で永久資格停止処分を科すものとする。第2条7または第2条8に基づくアンチ・ドーピング規則違反であって、未成年者が関連している場合はとくに重大な違反とみなされ、特定物質に関する違反以外の違反がサポートスタッフの行為によって発生した場合は、かかるサポートスタッフに永久資格停止処分を科すものとする。さらに、第2条7または第2条8に対する違反がスポーツ以外の法令違反にも及んだ場合は、管轄の行政機関、専門機関、または司法機関にその旨を通報する。

10.3.4 第2条9に対する競技者または他の者に最初のアンチ・ドーピング規則違反が生じた場合、その違反の重大性に応じて、最短で2年の資格停止、最長

で4年の資格停止処分を科すものとする。

10.3.5 第2条10に対する競技者または他の者に最初のアンチ・ドーピング規則違反が生じた場合、2年の資格停止処分が科されるが、競技者または他の者の過誤の程度および事案の状況に応じて、最短で1年の資格停止まで短縮される。

10.4 過誤または過失がない場合における資格停止期間の取り消し

競技者または他の者が、当該事案において自分には過誤または過失がないことを証明した場合、かかる証明がなければ科せられていた資格停止期間は取り消される。

10.5 重大な過誤または過失がない場合における資格停止期間の短縮

10.5.1 第2条1、第2条2、第2条6のアンチ・ドーピング規則違反に基づく特定物質または汚染製品に関する制裁措置の短縮

- (a) 特定物質:アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連する場合において、競技者または他の者が、重大な過誤または過失がないことを証明できるときには、資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止とする。
- (b) 汚染製品:競技者または他の者が、重大な過誤または過失がないことを証明できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止とする。

10.5.2 第10条5.1が適用される事案以外における「重大な過誤または過失がないこと」の適用

第10条5.1が適用されない個別の事案において、第10条6に定めるさらなる資格停止期間の短縮または取り消しを前提として競技者または他の者が自らに重大な過誤または過失がないことを証明した場合には、かかる証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により短縮することができる。ただし、本項の適用により短縮された後の資格停止期間は、証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1

を下回ってはならない。証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間が永久にわたる場合には、本項に基づき短縮された後の資格停止期間は 8 年を下回ってはならない。

10.6 資格停止期間または過誤以外の理由によるその他の措置の取り消し、短縮または猶予

10.6.1 アンチ・ドーピング規則違反を発見または証明するための実質的な支援

- (a) 第 13 条に基づく最終的不服申し立て決定または不服申し立て期間満了までに、競技者または他の者が IAAF やアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関、懲戒組織に対して実質的な援助を行った下記の事例において、AIU は資格停止期間の一部を猶予することができる。(i) 他の者によってアンチ・ドーピング規則違反の発見、もしくは手続きの進展を AIU もしくはアンチ・ドーピング機関が行えた場合、または(ii) 他の者による刑事犯罪もしくは職務規程違反を発見もしくは手続きの進展を刑事司法機関もしくは懲戒組織が行えた場合、競技者または他の者に実質的な支援を提供したとする情報が AIU で使用できるようになった場合。第 13 条に基づく最終的不服申し立て決定または不服申し立ての期間満了の後においては、AIU が資格停止期間やその他の結論を猶予することを判断した際は、その猶予に対する WADA の承認が必要とされる。適用された資格停止期間に対し、どの程度の猶予がなされるかは、競技者または他の者により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性、および競技者または他の者によりスポーツにおけるドーピングの根絶のために提供された実質的な支援の重要性に基づいて決定されるものとする。資格停止期間は、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 3 を超えては猶予されない。かかる支援がなければ永久資格停止処分が科せられていた場合、本規則に定める資格停止期間は 8 年以上とする。競技者または他の者が協力を中断、または資格停止期間の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合は、AIU は資格停止期間を元に戻す。AIU が、猶予された資格停止期間に戻す、または戻さない決定を下した場合は、第 13 条に基づき不服申し立てを行う権利を有するいかなる競技者または他の者も、当該決定に対して不服申し立てを行うことができる。

- (b) AIU、またはアンチ・ドーピング規則違反を行った(または、行ったとされる)競技者または他の者の要請にて競技者または他の者によるアンチ・ドーピング機関への実質的な支援の提供をさらに促すために、WADA は第 13 条に基づく最終的不服申し立て決定の後を含め、結果管理の過程のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して、WADA が適切と判断する内容の猶予を承認することができる。例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他の措置に関し、本条に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、資格停止期間を設けないことや、賞金の返還もしくは罰金・費用の支払を命じないことについても、WADA は承認することができる。WADA による承認は、本条で別途定める通り、制裁措置の復活の対象となるものとする。第 13 条に関わらず、本規則の状況における WADA の決定は、他のアンチ・ドーピング機関による不服申し立ての対象とはならないものとする。
- (c) AIU が実質的な支援を理由としてかかる支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を、第 13 条に基づき不服申し立てを行う権利を有するその他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。WADA は、アンチ・ドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、実質的な支援に関する合意もしくは提供されている実質的な支援の性質についての開示を制限または遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限を、IAAF に与えることができる。

10.6.2 他の証拠が存在しない状況で、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を告白した場合

競技者または他の者が、(a)アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体採取の通知(本規則第 2 条 1 におけるアンチ・ドーピング規則違反の場合)(b)違反通告(その他すべてのアンチ・ドーピング規則違反の場合)のいずれか一方を受け取る前に、自発的にアンチ・ドーピング規則に違反したことを告白した場合で、その時点で他に違反を裏付ける信頼するに足る証拠がない場合は、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮後の期間が、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の半分を下回ってはならない。

10.6.3 第 10 条 2.1 または第 10 条 3.1 に基づく制裁措置が科される違反について問われた後における、アンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認

第 10 条 2.1 または第 10 条 3.1 (検体の採取の回避や拒否、または検体に不当な改変を施した場合) に基づく規則違反により 4 年間の制裁措置を科される可能性のある競技者または他の者は、アンチ・ドーピング規則違反に問われた後に速やかに違反を告白することにより、かつ WADA および AIU 双方の承認および裁量に基づき、違反の重大性および競技者または他の者の過誤の程度により、最短 2 年間となるまで資格停止期間の短縮を受けることができる可能性がある。

10.6.4 制裁措置の軽減に関する複数の根拠の適用

競技者または他の者が、第 10 条 4、第 10 条 5 または第 10 条 6 における 1 つ以上の規定に基づき、制裁措置の軽減について権利を有することを証明した場合には、第 10 条 6 に基づく短縮または猶予の適用前に、第 10 条 2、第 10 条 3、第 10 条 4 および第 10 条 5 に従って、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間を決定するものとする。競技者または他の者が資格停止期間の短縮または猶予の権利を第 10 条 6 に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮または猶予できる可能性がある。ただし、短縮または猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の 4 分の 1 を下回ってはならない。

10.7 複数回の違反

10.7.1 競技者または他の者による 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反に対する資格停止期間は、以下のうち、最も長い期間とする。

- (a) 6 カ月間
- (b) 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反について科された資格停止期間の 2 分の 1。ただし、第 10 条 6 に基づく短縮を考慮しない。
- (c) 初回の違反であるかのような 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反は、資格停止期間の 2 倍が適用される。ただし、第 10 条 6 に基づく短縮を考慮しない。

上記において定まった資格停止期間は、第 10 条 6 の適用により、さらに短縮されることがある。

10.7.2 競技者もしくは他の者の 3 回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3 回目のアンチ・ドーピング規則違反が第 10 条 4 もしくは第 10 条 5 に基づく資格停止期間の取り消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、第 2 条 4 に対する違反に関するものである場合はこの限りではなく、これらに該当する場合には、資格停止期間は最短で 8 年、最長で永久とする。

10.7.3 競技者または他の者が過誤または過失がないことを証明したアンチ・ドーピング規則違反は、本項において従前のアンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。

10.7.4 複数回の可能性がある違反に対する追加規則

(a) 第 10 条 7 に基づいて制裁措置を適用する場合、競技者または他の者が 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を犯したとみなされるのは、当該競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反の通知を受け取った後、または 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知が疑わしい場合に AIU がその合理的な通知を試みた後に、AIU が 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を犯したことが立証できる場合に限るものとする。かかる立証ができない場合は、当該 2 回のアンチ・ドーピング規則違反を合わせて 1 回のアンチ・ドーピング規則違反行為が成立するものとみなし、当該 2 回のアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置のうち、重い方のアンチ・ドーピング規則違反を基準に、制裁措置を適用するものとする。

(b) 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の裁定が下った後に、当該競技者または他の者が、1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける前に別のアンチ・ドーピング規則違反を犯していたと IAAF が認識した場合は、当該 2 回のアンチ・ドーピング規則違反が同時に審議されていた場合に科せられたはずの制裁措置に基づいて、制裁措置を追加的に適用することとする。また早い方のアンチ・ドーピング規則違反の時点まで遡り、第 10 条 8 に基づいて、それ以降のすべての競技における結果を失効させるものとする。

10.7.5 10 年間の複数回のアンチ・ドーピング規則違反

いかなるアンチ・ドーピング規則違反が 10 年以内に起こったものであった場合、以前のすべてのアンチ・ドーピング規則違反は第 10 条 7 に基づいてのみ考慮される。

10.7.6 疑惑の回避のために競技者または他の者が 2 つ以上の異なったアンチ・ドーピング規則違反に関与したことが判明した場合、それぞれの違反に対する資格停止

期間は同時ではなく連続して科される。

10.8 検体の採取後またはアンチ・ドーピング規則違反後における競技結果の失効

第 9 条に従い、競技会(時)において違反が疑われる分析報告がでた場合、かかる競技会における競技者の個人の成績は自動的に失効する。これに加えて(競技会(時)検査、競技会外検査の区別を問わず)その検体が採取された日または他のアンチ・ドーピング規則違反が発生した日から暫定的資格停止期間または資格停止期間の開始時まで、競技者が得たすべての競技成績についても、懲戒機関より公平性の観点から別途要請される場合を除き、そのすべてを失効とし、競技者に対しては、獲得したメダル、タイトル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することも含め、あらゆる相応の措置が講じられるものとする。

10.9 CAS 費用と没収した賞金の扱い

CAS 仲裁費用および没収した賞金の支払いの優先順位については、CAS の裁定した費用の支払いを優先する。次に、この案件に関係した AIU の経費の返済に分配する。

10.10 資格停止やその他の措置の開始

このプログラムにおけるいかなる措置も、発効された措置が科されると決定した日より施行し実施される。

10.10.1 第 9 条および第 10 条に従い没収する賞金や裁定費用を分割で返済するために、AIU は完全に独立した機関であることに加え審査会委員は公平性が必要である。疑惑を払拭するために、このような計画に準じた返済のスケジュールは選手に科された資格停止期間を超えて延長する可能性がある。しかしながら、第 10 条 12.2 に従って、このような計画における返済の不履行は、不履行が解消されるまで自動的にさらなる資格停止をもたらす。

10.10.2 資格停止期間は決定が出された日より開始となる

(a)競技者または他の者が服した暫定的資格停止の期間(第 7 条 10 に従って科された、または本規則第 7 条 10.6 に従って競技者または他の者が自発的に受け入れた)は、全ての資格停止期間に対する控除期間となる。しかしながら、自発的な暫定的資格停止の期間を控除するためには、競技者または他の者が AIU へ決められた形式で(第 14 条 1.2 における競技者または他の者による可能性が

あるアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける必要がある全ての組織へAIUは即座に通知のコピーを送るべきである)その期間の開始を通知しなければならない。また、暫定的資格停止は最大限尊重されなければならない。競技者または他の者の状況に関わらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前には、資格停止期間に対する日数の控除は認められない。後日、不服申し立ての決定に従って資格停止期間が決められた場合、競技者または他の者は不服申し立てで最終的に科された資格停止期間に対して服した期間の控除を受ける。

(b) AIU にアンチ・ドーピング規則違反を問われた競技者または他の者が直ちに(競技者に関しては、いかなる場合においても競技者が再度競技に参加するまでに)そのアンチ・ドーピング規則違反を認めた場合、当該者にかかる資格停止期間は、最後に起こったアンチ・ドーピング規則違反の日を遡って開始される(第2条1のアンチ・ドーピング規則違反の場合は検体を採取した日とする)。しかしながら、遡る裁量は下記を限度とする。競技者または他の者が資格停止処分に服する期間が、資格停止期間の半分を下回ってはならない。また、資格停止期間がその半分を下回ることになるよう資格停止期間の開始日を遡ってはいけない。この第10条10.2(b)は第10条6.3の下で資格停止期間がすでに短縮されている場合には適用されない。

(c) 聴聞手続きまたはドーピングコントロールのその他の局面において、競技者または他の者の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、最後にアンチ・ドーピング規則違反が起きた日を限度として、資格停止期間の開始日を遡及させることができる(例えば、第2条1における検体採取日)。遡及的資格停止を含む資格停止期間中におけるすべての競技記録は失効する。

10.11 資格停止期間中の地位

10.11.1 資格停止期間中の参加禁止

(a) 競技者または他の者が資格停止を宣告された場合は、その資格停止期間中はいかなる資格においても、競技への参加またはその他の方法による参加を行うことができない(または、選手がサポートスタッフであった場合、いかなる資格においても選手の競技への参加やその他の方法による参加に援助を行うこともできない)。

(i) あらゆる国際大会

(ii) IAAF、各国陸連やその加盟機関、地域陸連、署名当事者、署名当事者の加盟機関やそのクラブまたは加盟機関が認定、組織または主催する競技会もしくは種目や活動(ただし、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラムまたはリハビリテーションプログラムは除く)。

(iii) プロフェッショナルリーグ、国際レベルもしくは国内レベルの大会または競技会機関が認定または主催する種目や競技会。

(iv) 政府機関から資金拠出を受けるエリートレベルまたは国内レベルのスポーツ活動。

(b)第 10 条 11.1 の例外は下記のとおり:

(i) 資格停止期間が 4 年を超える競技者または他の者は、資格停止期間の当初 4 年間が経過した後は、原規程の署名当事者またはその加盟組織が管轄／管理しない地方レベルのスポーツ大会に競技者として参加することができる。ただしかかる国内の大会は、当該競技者または他の者に、国内選手権大会または国際競技会への出場資格を直接または間接に与えるレベルのものであってはならない(またはかかる大会の参加資格に向けて得点を累積できるものであってはならない)し、いかなる立場においても、未成年者と共に活動する競技者または他の者と関わってはならない。

(ii) 競技者は (1)当該競技者の資格停止期間の最後の 2 カ月間または (2)科された資格停止期間の最後の 4 分の 1 の期間のうち、いずれか短い方の時期になれば、チームの一員としての練習や、第 10 条 11.1(b)(ii)に従いクラブもしくはその他の署名当事者の関連団体の施設で練習または施設を利用することができる。

10.11.2 第 10 条 11.1 に定めるように、競技者または他の者は資格停止期間中に国際試合や IAAF、各国陸連やその加盟機関、地域陸連が認定、組織または主催する競技会もしくは種目や競技会や活動への出入りの許可は受けることができない。以前の許可は取り消される。

10.11.3 すべての署名当事者(第 10 条 11.1(a)(ii)や原規程第 10 条 12.1 に示されているように)の種目や競技会やその他の活動に対する資格停止の適用にかかわらず、AIU もまた原規程第 17 条(決定の適用及び承認)に従って他の適切な機関によって承認と施行された競技者または他の者への資格停止に必要な措置をとる。

10.11.4 資格停止期間中に参加申し込みの締め切りがあり、資格停止期間後に

開催される競技会に関しては、資格停止の適用中にも関わらず競技者は締め切りに従って競技会の参加の申請を提出することができる。

10.11.5 資格停止期間中の競技者は、検査を受ける立場にあり、要請に応じて居場所情報を提出する必要がある。競技者または他の者が資格停止期間中にアンチ・ドーピング規則違反を犯した場合(第2条1を含むがこれらに限定されない)、アンチ・ドーピング規則のもとで別のアンチ・ドーピング規則違反として取り扱われる。

10.11.6 資格停止を宣告された競技者または他の者が、資格停止期間中の参加の禁止を定めた第10条11.1に違反した場合、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は競技者または他の者の過誤の程度および当該案件のその他の状況に基づき調整されることがある。競技者または他の者が資格停止中に参加禁止条項に違反したか否か、また新たな資格停止期間の調整が適切か否かの判断は、元の資格停止期間の適用に至る結果管理を行ったアンチ・ドーピング機関が下すものとする。決定に対しては、第13条に基づき不服申し立てを行うことができる。いかなる場合でも、競技者または他の者のかかる競技会での成績は失効し、獲得したメダル、タイトル、得点、賞金、参加謝礼金は自動的にすべて剥奪される。

10.11.7 資格停止中の人による参加禁止条項違反を支援したサポートスタッフまたは他の者は、第2条9のアンチ・ドーピング規則違反となる。さらに、アンチ・ドーピング規則違反が、第10条4または第10条5に定める制裁措置の取り消しや短縮の対象とならない場合、競技者または他の者が受けていたスポーツ関連の資金援助、またはその他のスポーツ関連の便益は、IAAF やその各国陸連により一部、または全面的に停止される。

10.12 復帰の条件

10.12.1 復帰の条件としては、資格停止期間中の競技者は第10条11.5に従わなければ、競技者は復帰の資格がない。すなわち競技者が検査を受けることを停止した日から資格停止期間の終了まで競技者自身で検査を受けられるようにしなければならない(文書でIAAFに通知する)。資格停止期間中に競技を引退した選手に関しては、第5条8.2に従う。

10.12.2 競技者の資格停止期間が満了した場合、競技者が前記の復帰の条件

を満たし、(第 10 条 10.1 による)返済が終了し、懲戒機関や CAS による第 13 条 2 に従い行った不服申し立てにかかる費用の返済を完了した際は、競技者は自動的に資格を回復し、競技者は復帰に関する申請を行う必要はない。しかしながら、資格停止期間が終了した後に更に返済が生じた場合(第 10 条 10.1 に基づく返済計画の結果として)、返済がすべて解決していないまたは期日に至っていないために、返済が全て終了するまで自動的に国際競技会の参加資格を停止する。

10.12.3 たとえ資格停止期間が科されていなくても、アンチ・ドーピング規則に基づく賞金や罰金の支払いや競技者にかかる裁定の費用が未払いの間、第 10 条 10.1 に従い立てられた返済計画とその全ての返済がない限り、競技者は国際競技会に参加することはできない。返済計画の支払いの停滞があった場合は、停滞した分の支払いが全て支払われるまで競技者は国際競技会に参加することはできない。

第 11 条 チームに対する措置

11.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者がリレーチームの一員として競技に参加した場合は、当該リレーチームに対し、かかる競技において自動的に失効の措置が取られ、獲得したタイトル、賞、メダル、点数、賞金をすべて没収することも含め、相応の措置が講じられる。アンチ・ドーピング規則違反を行った競技者が、競技会におけるそれ以降の種目に、リレーチームの一員として参加する場合は、当該リレーチームに対し、かかる種目において自動的に失効の措置がとられ、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含め、上記と同様の措置が講じられるが、競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がリレーに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいないことを証明した場合はこの限りではない。

11.2 アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、リレーチーム以外のチームの一員として、個人の競技結果の累計によってチーム順位が決まる競技に参加した場合、かかる競技において当該チームに対し、自動的に失効の措置が適用されることはない。この場合は、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。当該競技者の競技結果をチーム成績から除外したことにより、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかる

チームに対して失効の措置が取られる。アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、競技会におけるそれ以降の競技にチームの一員として参加する場合は、同様の原則を適用してチームの競技結果を計算するものとするが、競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がチームに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいないことを立証した場合はこの限りではない。

11.3 第10条8における競技者の個人の成績の失効に加えて、以下の措置を講じる。

- (a) 競技者がリレーチームの一員として競技した場合、リレーチームの成績についても失効の措置が適用され、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含めた、相応の措置が講じられる。かつ、
- (b) 競技者がリレーチーム以外のチームの一員として競技した場合は、チームの競技結果に対して自動的に失効の措置が取られることはないが、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。競技者の競技結果をチーム成績から除外したために、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかるチームに対して失効の措置が講じられる。

11.4 リレーチームまたはその他のチームの構成員の2名以上が、同一の競技会で第2条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合は、競技会の所轄組織は、競技会の期間中に、チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

第12条 非遵守に対する懲戒手順

12.1 競技者や他の者がアンチ・ドーピング規則に定められた条項を遵守することを、やむを得ない正当な事由なくして拒否または履行しなかったものの、ただし第2条に定めるアンチ・ドーピング規則違反までには至らない場合はその競技者またはサポートスタッフはアンチ・ドーピング規則違反を犯したとはみなされず、第9条及び第10条に示された措置は受けない。しかし第8条の規定に基づいて懲戒機関による懲戒手順が行われる場合がある。もし懲戒機関がやむを得ない正当な事由の拒否や不履行があったと認めなかった場合は競技者またはサポートスタッフに適切な制裁を科す(競技者またはサポートスタッフがスポーツに参

加出来ない期間を含む)。

第 13 条 不服申し立て

13.1 不服申し立ての対象となる決定

他に特段の定めのない限り、本アンチ・ドーピング規則において下される決定に対しては、第 13 条に定める条項に基づいて不服申し立てを行うことができる。CAS が別途命令した場合を除き、かかる決定はすべて、不服申し立てが行われている間も引き続き効力を有するものとする。不服申し立てを行う場合は、その開始に先立ち、本アンチ・ドーピング規則に定める決定後の再審査を徹底しなければならない

13.1.1 審査範囲の非限定：

不服申し立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定の審査論点または審査範囲のみに限定されないものとする。

13.1.2 CAS は不服申し立ての対象となっている判断に拘束されない：

CAS はその決定を下すに当たり、不服申し立ての対象となっている決定を下した組織により行使された裁量に服することを要さない。

13.1.3 WADA は救済を尽くすことを求められない：

本規則第 13 条に基づき WADA が不服申し立てを行う権利を有している場合であって、アンチ・ドーピング機関の手続きにおいて、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申し立てをしないときには、WADA は当該決定に対し、アンチ・ドーピング機関の手続きにおける他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接不服申し立てを行うことができる。

13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、決定の認知、管轄に関する決定への不服申し立て

13.2.1 以下にあげるアンチ・ドーピング規則違反または措置、決定の認知、管轄に関する決定に対しては、アンチ・ドーピング規則の下で不服申し立てを行うことができる。ただし不服申し立ての対象となる決定は、これだけに限定されるわけではない。アンチ・ドーピング規則に違反したという決定。アンチ・ドーピング規則違反に対して措置を科す、または、科さない旨の決定。アンチ・ドーピング規則に違反していなかったという決定。アンチ・ドーピング規則違反に対し、本規則に定める措置の適用に至らなかった決定。手続き上の理由(長い時間がかかったな

どの理由を含む)のために、アンチ・ドーピング規則違反手続きを進めることができないという決定。居場所情報関連義務違反を記録できなかった決定。引退した競技者が競技に復帰する際に、第 5 条 8.1 に基づき 6 カ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨の WADA による決定。結果の取り扱いを第 7 条 1 の下で行うこととする WADA による決定。違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として追及しないという AIU による決定。第 5 条の下、AIU による決定をそれ以上持ち込まないという決定。アンチ・ドーピング規則違反が疑われる事案またはその懲罰を取り仕切る管轄権が IAAF もしくは懲戒機関にはないという決定。資格停止期間を猶予する、もしくは猶予しない旨、または猶予された資格停止期間を復活する、もしくは復活しない旨の、第 10 条 6.1 に基づく決定。第 10 条 11.6 の下、資格停止期間中の参加に関する決定。第 17 条の下、IAAF が他のアンチ・ドーピング機関の決定を認めないという決定。

13.2.2 国際レベルの競技者またはサポートスタッフまたは国際競技会が関与する不服申し立て

国際レベルの競技者、サポートスタッフが関与するまたは国際競技会での案件における決定は、CAS に対してのみ不服申し立てすることができる。

13.2.3 競技者または他の者が関与しない不服申し立て

第 13 条 2.2 が適用されない場合は懲戒機関の判断を CAS に不服申し立てできる。

その他の全ての場合、競技者または他の者に対する決定は、各国陸連または国内アンチ・ドーピング機関の定める規則に従って独立かつ公平な機関に不服申し立てを行うことができる。かかる不服申し立ての規則においては、以下の原則が遵守されなければならない。

- ・適切な時期に聴聞会を開く。
- ・聴聞審査会委員は公正かつ公平で、独立していなくてはならない。
- ・当事者は、自らの費用負担で弁護士を立ち会わせる権利を有する。
- ・当事者は、自らの費用負担で聴聞会において通訳を利用する権利を有する。
- ・適切な時期に、理由を明示した書面により決定を下す。

国内レベルの審問機関が下した決定に対しては、第 13 条 2.6 の下で、不服申し

立てを行うことができる。

13.2.4 国際レベルの競技者またはサポートスタッフまたは国際競技会が関与した案件における不服申し立ての権利を有する当事者

第13条2.2の下で、以下がCASに不服申し立てを行う権利を有するものとする。

- (a) 不服申し立てを行う決定の対象となった競技者または他の者
- (b) 当該決定が下された案件の他方当事者
- (c) IAAF
- (d) 競技者または他の者が居住する国、または競技者または他の者が国籍または資格を有する国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 該当する場合は、IOC または国際パラリンピック委員会(オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合)。
- (f) WADA。

13.2.5 その他の競技者または他の者の案件に対する不服申し立ての権利を有する当事者

第13条2.3に定められている案件の場合、国内レベルの不服申し立て機関に不服申し立てを行う権利を有する当事者は、各国陸連もしくは国内アンチ・ドーピング機関の定めのとおりとするが最低限次の者を含む。

- (a) 不服申し立てを行う決定の対象となった競技者または他の者
- (b) 決定が下された案件の他方当事者
- (c) 競技者または他の者の各国陸連
- (d) 競技者または他の者が居住する国、または競技者または他の者が国籍または資格を有する国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 該当する場合は、IOC または国際パラリンピック委員会(オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合)。
- (f) WADA。

13.2.6 第 13 条 2.5 の下、IAAF, IOC, IPC は、決定を下した国内の審問機関の決定に対して CAS に不服申し立てを行う権利を持つ。

13.3 時宜に遅れた決定

本アンチ・ドーピング規則の下で、AIU が、WADA が定めた合理的な期限までに、アンチ・ドーピング規則違反の有無について決定を下すことができなかった場合、WADA は、AIU がアンチ・ドーピング規則違反はなかったとの決定を下したものとみなし、直接 CAS に不服申し立てを行うことができる。CAS が、アンチ・ドーピング規則違反があったとの決定を下し、かつ直接 CAS に不服申し立てした WADA の行為が合理的なものであったと判断した場合、IAAF は、かかる不服申し立てに要した WADA の費用および審問費用を WADA に払い戻さなくてはならない。

13.4 治療使用特例に関する不服申し立て

TUE については、第 4 条 4 及びアンチ・ドーピング規定の定めに限定して、不服申し立てを行うことができる。

13.5 アンチ・ドーピング義務違反を理由に加盟団体に制裁措置を科す旨の決定に対する不服申し立て

本規則に定めるアンチ・ドーピング義務を怠ったとして、第 16 条の下でカウンスルが加盟団体に対して制裁措置を適用する決定を下した場合、かかる決定に対し、CAS に限定して不服申し立てを行うことができる。

13.6 不服申し立て決定の通知

不服申し立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、第 14 条に定める通り、競技者または他の者ならびに第 13 条 2.4 および第 13 条 2.5 に基づき不服申し立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申し立て決定を速やかに通知するものとする。

13.7 不服申し立ての期限

13.7.1 CAS に対する不服申し立ての期限は、不服申し立て人が不服申し立ての対象となる決定を受け取った日から 30 日以内である。不服申し立て人が IAAF 以外の団体であった場合はこの第 13 条 7.1 に従い、不服申し立てを IAAF に同

日に提出しなければならない。また不服申し立て人は、不服申し立ての提出期限から 15 日以内に CAS に対して不服申し立て概要書を提出するものとし、被不服申し立て人は、かかる不服申し立て概要書を受領してから 30 日以内に CAS に答弁を提出するものとする。

13.7.2 第 13 条 7.1 に関わらず、WADA による不服申し立てまたは介入の期限は、次のうちいずれか遅い方の日までとする。

- a) 案件における他の当事者が不服申し立てを行うことができる最終日から 21 日後。
- b) WADA が決定に関する案件記録一式を受け取ってから 21 日後。

13.8 IAAF が CAS に不服申し立てすべきか否か、あるいは IAAF が本来の当事者となっていない CAS の不服申し立てに参加すべきか否かの決定は、アンチ・ドーピング審査会が下すものとする。同時にアンチ・ドーピング審査会は、必要に応じ、CAS の決定が下るまでの間、競技者または他の者に資格停止処分を適用するか否かの判断を下す。

13.9 申し立て手順

13.9.1 スポーツ関連の仲裁の CAS 規程は本規則第 13 条に従って提訴された全ての不服申し立てに対して適用される。

13.9.2 決定に対して不服を申し立てる権利のある関係者は、決定の通知を受けとってから 15 日以内に、その決定に関連する全ての資料を申請できる。不服申し立て当該者は関連する情報を他の当事者より全て受け取るために、CAS の協力を求めることができ、CAS がそのように指示した場合には、その情報を提供しなければならない。

13.9.3 本アンチ・ドーピング規則に基づき CAS に提起された事案における被不服申立人による反訴申し立て及びその他の後続の不服申し立ては認められる。本規則第 13 条に基づき不服申し立てを提起する権利を有する当事者は、遅くと

も答弁時まで、反訴申し立てまたは後続の不服申し立てを提起しなければならない。

13.9.4 CAS への不服申し立てに IAAF が関与する場合、CAS 審査員は必ず、IAAF の憲章、規則および規定(本アンチ・ドーピング規則と規程を含む)を遵守しなければならない。CAS の現行の規則と IAAF の憲章、規則および規程の内容が一致しない場合は、IAAF の憲章、規則および規程を優先して適用する。

13.9.5 CAS への不服申し立てに IAAF が関与する場合、当事者が別途合意した場合を除き、モナコ公国の法律を準拠法とし、かつ調停は英語によって実施するものとする。

13.9.6 CAS の下した決定は最終的かつ全ての関係者に拘束的なものであり、CAS の決定に対して不服申し立てを行うことはできない。本第 14 条 1.5 に基づいて、CAS の決定は IAAF が通知を受けてから 20 日以内に公表しなければならない。しかしながら、この公表義務はアンチ・ドーピング規則違反を犯した選手または他の者が未成年者の場合は適用されない。未成年に関する案件における公表は、当該事案の事実及び状況を勘案しなければならない。

14. 守秘義務および報告

14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する情報

14.1.1 競技者またはその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反を行ったとされる場合、その旨についての競技者または他の者への通知は、上記第 7 条及び第 8 条に定める通りに行われるものとする。各国陸連のメンバーである、または所属している競技者または他の者への通知は、各国陸連への通知の送達をもってなされることがある。

14.1.2 国内アンチ・ドーピング機関および WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

アンチ・ドーピング規則違反についての国内アンチ・ドーピング機関および WADA への通知は、本規則第 7 条及び第 8 条に定める通りに、競技者または他の者への通知と同時にされるものとする。

14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

アンチ・ドーピング規則違反についての通知は、競技者の氏名、国、陸上競技の種目、競技者の競技レベル、検査種別（競技会（時）検査または競技会外検査）、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、ならびに検査およびドーピング捜査に関する国際基準により必要とされる他の情報を含むものとする。また、第 2 条 1 に基づくもの以外のアンチ・ドーピング規則違反については、違反した規則および違反の根拠を含むものとする。

14.1.4 状況の報告

第 14 条 1 に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング捜査に関わる場合を除き、各国陸連、アンチ・ドーピング機関および WADA には、第 7 条、第 8 条および第 13 条に基づき審査または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、理由を明示した説明文書または案件の解決につき説明する決定書が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

情報を受領した機関は、IAAF が第 14 条 3 に定める要件に従って IAAF が一般開示を行うまで、当該情報を知る必要がある人（該当する国内オリンピック委員会における適切な担当者を含む可能性がある）以外には上記の情報を開示しないものとする。違反が疑われる分析報告または非定型報告については、B 検体の分析が完了するまで（もしくは、第 7 条に基づき禁止表に従って B 検体の分析に関し追加のドーピング捜査が必要とされる場合は、これが完了するまで）、または、B 検体の分析が競技者によって放棄され、かつ、該当する場合には、第 7 条 10 に従い暫定的資格停止が科されるまで、情報の一般開示をしないものとする。

る。

14.2 アンチ・ドーピング規則違反決定の通知および案件記録に対する要請

14.2.1 第 7 条、第 8 条、第 10 条および第 13 条に従い下されるアンチ・ドーピング規則違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、最大限可能な制裁措置が科されなかった正当な理由も含むものとする。決定は英語またはフランス語で提供されるものとする。

14.2.2 第 14 条 2.1 に従い受領した決定への不服申し立てを行う権利を有するアンチ・ドーピング機関は、決定受領後 15 日以内に、当該決定に関する案件記録一式の写しを要請することができる。

14.3 一般開示

14.3.1 アンチ・ドーピング規則に違反したとされる競技者または他の者の身元は、第 14 条 3 に従い AIU によって一般開示される。すなわち、第 7 条及び/または第 8 条に従い、競技者または他の者への通知がなされ、かつ同時に、第 14 条 1.2 に従い各国陸連、WADA および国内アンチ・ドーピング機関への通知がなされた後にのみ、一般開示することができる。

14.3.2 アンチ・ドーピング事案に関する処理については、第 13 条に基づく最終的不服申し立て決定がなされた日、またはかかる不服申し立てが却下された日、第 8 条に基づく聴聞を受ける権利が放棄された日、もしくはアンチ・ドーピング規則違反に対し異議を訴えることができる期限が終了した日から 20 日以内に、AIU が一般開示を行うものとする。この一般開示は、種目、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、関係する禁止物質または禁止方法の名称(該当する場合のみ)および科された措置を含むものとする。AIU は、アンチ・ドーピング規則違反に関する最終的不服申し立て決定の結果について、上記情報を含め、20 日以内に一般開示するものとする。

14.3.3 聴聞会または不服申し立てを経て、競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則に違反していないと決定された場合には、当該決定は対象となった競技者または他の者の同意がある場合にのみ一般開示することができる。IAAF

は、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとする。同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、または、競技者もしくは他の者が認める形に編集して一般開示するものとする。

14.3.4 公表は、少なくとも、義務づけられた情報を AIU のウェブサイトに掲載、またはその他の方法で行い、1 カ月間または資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、行われるものとする。

14.3.5 AIU もしくは各国陸連、またはそれらの役職員等は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったとされる競技者または他の者、またはその代理人による公のコメントに対応する場合を除き、(手続および科学的知見についての一般的な説明とは異なる) 未決の案件における特定の事実について公に見解を述べてはならない。

14.3.6 第 14 条 3.2 において必要とされる義務的な一般報告は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された競技者または他の者が未成年者の場合には必要とされないものとする。未成年者に関する案件における任意の一般報告は、当該案件の事実および状況に応じ行うものとする。

14.4 統計数値の報告

IAAF は、少なくとも年 1 回、ドーピングコントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しを WADA に提出するものとする。

14.5 ドーピングコントロール情報に係るクリアリングハウス

WADA はドーピング検査のデータおよび結果、特に国際レベルの競技者および国内レベルの競技者のアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータ並びに検査対象者登録リストに含まれる競技者の居場所情報を含む、に関するクリアリングハウスの中枢としての役割を果たすものとする。複数のアンチ・ドーピング機関による検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査の重複を回避するために、各アンチ・ドーピング機関は、ADAMS その他 WADA の承認するシステムを使用して、競技者に関する競技会(時)検査および競技会外の検査の内容を、検査実施後できるだけ早期にクリアリングハウスたる WADA に対して報告するものとする。

14.6 データプライバシー

14.6.1 AIU は、原規程、国際基準(特にプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準を含む)、および本アンチ・ドーピング規則に従い、アンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者または他の者に関する個人情報を収集、保管、加工、または開示することができる。

14.6.2 いかなる参加者も、本アンチ・ドーピング規則に従って何者かに情報(個人的データを含む)を提出する場合は、かかる情報を受領した人が、本アンチ・ドーピング規則の実施を目的として、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準に従い、かつ、本アンチ・ドーピング規則の実施のための必要に応じた形で、情報を収集、保管、加工、または、開示することに、適用されるデータ保護に関する法律その他に従い、合意したとみなされるものとする。

15. 各国陸連の報告義務

15.1 本規則第 4 条 4 項に基づき TUE が付与された場合、各国陸連は、その旨について速やかに IAAF および WADA への報告を行うものとする。

15.2 各国陸連は、IAAF に対して提出することが求められている年次報告の中で、前年に当該陸連が実施した検査、または当該陸連の国または地域において(AIU 以外の機関により)実施された検査すべてを報告しなければならない。かかる報告には、競技者ごとに検査の実施時期、実施機関、および競技会(時)検査・競技会外検査の区別を明記するものとする。AIU は、本条の下で各国陸連から提出されたかかるデータを定期的に公表することを選択することができる。

15.3 本アンチ・ドーピング規則に基づくアンチ・ドーピング規則違反を示唆する、または違反に関係する情報がある場合、各国陸連は、その情報を当該陸連の国内アンチ・ドーピング機関および IAAF に報告し、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関によるドーピング捜査に協力するものとする。

15.4 各国陸連が実施した検査、または各国陸連の国または地域で実施された検査

において、違反が疑われる分析報告または非定型報告が得られた場合、当該陸連は、速やかに、かつその旨の通知を受けた日から 14 日以内に、競技者の氏名、およびかかる違反が疑われる分析報告または非定型報告に関する文書一式を添えて、当該報告を AIU に報告するものとする。

15.5 各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反を行った国内レベルの競技者または他の者を速やかに AIU に報告するものとする。

15.6 各国陸連は、アンチ・ドーピング規則の下で、第 13 条の規定に沿う不服申し立てが可能な何らかの決定を下した場合、AIU に文書で 5 就業日以内に報告しなければならない(英語で記載された決定の理由書と求められた場合には全資料を送付しなければならない)

15.7 各国陸連は、国内レベルに基づいて下された決定に関し、当該陸連またはその管轄下にある競技者あるいは他の者が当事者となって CAS への不服申し立てがなされた場合は、その開始後 5 日以内に AIU に報告するものとする。通知の際には、各国陸連は、当該案件における不服申し立て書の写しを IAAF に送付するものとする。

第 16 条 各国陸連に対する制裁措置

16.1 各国陸連が本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかった場合、カウンスルは、かかる各国陸連に対して制裁措置を科す権限を有する。

16.2 以下の各号に該当する場合は、加盟団体が本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかったものとみなされる。

- (a) 第 1 条 6 に反して、本アンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング規定を内部の規則または規定に盛り込まなかった場合。
- (b) 第 5 条 9 に反して、カウンスルの決定に従わなかった場合。
- (c) AIU、他の加盟団体、WADA、または検査の権限を有する他の機関が実施する競技会外検査に対して邪魔、妨害、またはその他の不当な改変を行った場合(第 5 条 7.5 参照)。
- (e) 第 4 条 4 に反し、TUE が付与されたことを IAAF および WADA に報告しなか

った場合

(f) 加盟団体が実施したドーピングコントロール、または加盟団体の国または地域で実施されたドーピングコントロールにおいて違反が疑われる分析報告または非定型報告が得られた場合には、加盟団体は、その旨の通知を受けた日から必ず 14 日以内に、競技者の氏名、およびかかる違反が疑われる分析報告または非定型報告に関する文書一式を添えて、AIU に報告するものと定められているにもかかわらず、これを怠った場合（第 15 条 4 参照）。

(g) 第 5 条により義務付けられているドーピング捜査の実施を拒否した、もしくは実施しなかった場合。または、かかる調査についての報告書を AIU が指定した期限までに提出することを拒否した、もしくは提出しなかった場合。

(h) AIU に対して提出することが求められている年次報告の中で、前年に加盟団体が実施したドーピングコントロール、または加盟団体の国または地域において実施されたドーピングコントロールすべてを報告することが定められているにもかかわらず、これを怠った場合（第 15 条 2 参照）。

(i) アンチ・ドーピング規則違反を示唆する、もしくは違反に関係する情報を当該加盟団体の国の国内アンチ・ドーピング機関および AIU に報告しなかった場合。または、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関によるドーピング捜査に協力しなかった場合（第 15 条 3 参照）

(j) 要請を受けてから 2 カ月以内に競技者のための聴聞会を設定しなかった、もしくは終了しなかった、または聴聞会を終了した後の合理的な期間内に決定を下さなかった場合（第 8 条 10 参照）

(k) 本規則のもとになされた決定のうち、第 13 条に基づいた CAS への不服申し立てが可能な決定を文書で 5 日以内に IAAF に報告しなかった場合

(l) CAS への不服申し立ての開始を IAAF に報告しなかった場合（第 15 条 7 参照）。

16.3 各国陸連が、本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行していないとみなされる場合、カウンスルは、以下に定めるもののうち、1 つまたは複数の措置を講じる権限を有する。

(a) 次回総会まで、またはそれより短い期間、当該加盟団体に資格停止処分を科す。

(b) 当該加盟団体に警告または譴責処分を科す。

- (c) 罰金を科す。
- (d) 当該加盟団体に対する助成金または補助金の支給を停止する。
- (e) 当該加盟団体の管轄する競技者が 1 つまたは複数の国際競技会に参加することを禁じる。
- (f) 当該加盟団体の役員またはその他の代表者に対する資格認定を取り消す。またはかかる認定を与えない。
- (g) 適切とみなされるその他の制裁措置を科す。

カウンスルは、上記第 16 条 2 に定める義務の不履行に対し、各国陸連に適用する制裁措置の内容を随時決定することができる。かかる内容、またはこれに対する変更点は、加盟団体に通知するとともに、IAAF のウェブサイト上で公表する。

16.4 カウンスルが本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかった加盟団体に対して制裁措置を科した場合は、AIU 及び IAAF のウェブサイト上でかかる決定を公表するとともに、次回総会でその旨を報告する。

17. 決定の適用及び承認

17.1 本アンチ・ドーピング規則に従って下された最終的な決定は、IAAF およびその加盟団体によって自動的に承認されるものとする。また IAAF およびその加盟団体は、かかる決定を発効させるために必要な措置をすべて講じるものとする。

17.2 陸上競技における署名当事者の検査、聴聞会の結果、またはその他の最終的な決定については、それが原規程に合致しており、かつ当該署名当事者の権限内で行われているのであれば、IAAF およびその加盟団体は、本規則第 13 条に定める不服申し立ての権利を条件として、その結果を承認し、尊重するものとする。オリンピック大会において発生したアンチ・ドーピング規則違反に関する IOC による決定については、適用される規則に基づいてアンチ・ドーピング規則違反を認める判断が最終的なものとなった場合には、IAAF および加盟団体はこれを承認し、その後、競技者または他の者に対し、オリンピック大会における失効に加えて科すべき制裁措置に関する判断を、第 7 条および第 8 条に定める結果管理の過程において提出するものとする。

17.3 不服申立ての権利に従うことを条件として、原規程を受諾していない他の団体によってなされた措置は、AIU がその団体の規則が原規程と他の点において適合していると認めた場合、IAAF、各国陸連、地域陸連によって認知され、かつ尊重されなければならない。

18. 時効

競技者または他の者が第7条及び第8条に定める通りにアンチ・ドーピング規則違反について通知を受けなかった場合、またはアンチ・ドーピング規則違反が発生したと断定された日から10年以内に、通知する合理的な努力が行われなかった場合には、競技者または他の者に対するアンチ・ドーピング規則違反の手続きは開始されないものとする。

19. 教育

19.1 AIU は、少なくとも下記に列挙されている事項について、陸上競技においてドーピングのないスポーツのための情報、教育、及び予防のプログラムを、計画し、導入し、評価し、そして監視すべきであり、また、競技者及びサポートスタッフの当該プログラムへの積極的な参加を促すものとする。

19.2 アンチ・ドーピング教育プログラムは最低限、以下のものを含む。

- ・ 禁止表に記載された物質及び方法
- ・ アンチ・ドーピング規則違反
- ・ ドーピングコントロール手続
- ・ 居場所情報関連義務
- ・ 制裁、健康被害及び社会的な影響を含むドーピングの重大性
- ・ 競技者またはサポートスタッフの権利及び責任
- ・ 栄養補助食品のリスク管理
- ・ スポーツの精神に対するドーピングの害悪

19.3 プログラムと活動

アンチ・ドーピング教育プログラムと活動はドーピングのない陸上競技を推進することを目的とする。プログラムと活動は競技者とサポートスタッフが行う決定に対してポジティブかつ長期的な影響を与えるようなドーピングのないスポーツを強く推進するような環境を確立するように構成されねばならない。

20. 解釈

20.1 これらのアンチ・ドーピング規則は、スポーツを行うための条件を定めたスポーツ規則である。世界共通で統一的なアンチ・ドーピング規則の強化を目的とするものであって、本質的に刑事及び民事の法律とは区別され、国家の要請や法的水準、刑事または民事の手続きに適用される法的基準によって拘束や制約を受けるものではない。当該案件の事実及び法律を検討するにあたり、全ての裁判所、裁定機関、およびその他の法的決定機関は原規程を履行するための本アンチ・ドーピング規則の他と異なる本質、及びこれらの規則が公正な競技を守りかつ保証する為に必要な事項に関する世界中の広い領域に渡る関係諸団体の合意を反映しているという事実を知り、かつ尊重しなければならない。

20.2 本アンチ・ドーピング規則は、原規程と矛盾なく解釈されるものである。原規程はそれ自体独立した文書として解釈するものとし、署名当事者または政府の既存の法令に照らし合わせて解釈してはならない。原規程の各条項に付されている解説は、本アンチ・ドーピング規則の解釈に使用されるものとする。

20.3 上記第 20 条 2 に従って、本アンチ・ドーピング規則はモナコ公国の法律に規定され、解釈されなければならない。

20.4 “定義”はアンチ・ドーピング規則の本質的な部分と解釈されなければならない。アンチ・ドーピング規則で使用されている語のうち、語頭が大文字で記載されているものは“定義”において与えられた意味を持つ。

21. 移行規定

21.1 このアンチ・ドーピング規則は発効日以降に起きたアンチ・ドーピング規則違反については全案件において全面的に適用される。

21.2 発効日前に犯されたアンチ・ドーピング規則違反は、それがアンチ・ドーピング規則の以前の版及びまたは他の関連規則によるかどうかに関わらず、第 10 条 7、特に第 10 条 7.5 を含む第 10 条の下で制裁を決めるためには以前の違反として扱われる。1 回目の違反に対する制裁措置が 2015 年版以前の原規程に基づいて決定されているときには、第 10 条 7.1 の目的のため、その制裁措置は無効とし、代わりに 2015 年版原規程に適合する規則が適用されたとしたら 1 回目の違反に科されたであろう制裁措置が用いられる。

21.3 発効日において審理中の事案、または発効日前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づくが発効日以後に提起された事案は、提訴手続き規則を含めて、当該アンチ・ドーピング規則違反が発生した時点で効力を有していたアンチ・ドーピング規則の以前の版によって規定される。ただし、(i) この規則の第 10 条 7.5 が事後的に適用されるべき場合；(ii) 規則の以前の版の下で適用される制限規定が発行日まで既に時効になっていなければ、この規則の第 18 条がやはり事後的に適用されるべき場合；および(iii) 関連する裁定機関が当該事案の状況においては「寛大な法の原則 (lex mitior)」を適用することが適切であると判断した場合は、この限りではない。

用語の定義

AIU: 下記インテグリティ・ユニット参照

ADAMS: アンチ・ドーピング管理運営システム (Anti-Doping Administration and Management System) の略。データ入力、保存、共有、報告のためのウェブ上のデータベース管理ツールで、情報保護に関する法律に関係した、関係者および WADA のアンチ・ドーピング活動を支援することを目的としたもの。

CAS: Court of Arbitration for Sport (スポーツ仲裁裁判所) の略。

TUE: 本規則第 4 条 4 に記載されている Therapeutic Use Exemption (治療使用特例) の略。

WADA: World Anti-Doping Agency (世界アンチ・ドーピング機構) の略。

アスリート・バイオロジカル・パスポート (Athlete Biological Passport): アスリート・バイオロジカル・パスポート運営ガイドライン (および技術文書) ならびにアンチ・ドーピング規定に記載されている、データを収集し照合するプログラムおよび方法をいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告 (Adverse Passport Finding): アンチ・ドーピング規定に記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われるとして特定された報告をいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告 (Atypical Passport Finding): アンチ・ドーピング規定に記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告であることが特定された報告をいう。

アンチ・ドーピング機関 (Anti-Doping Organisation): ドーピングコントロールプロセスの開始、実施または執行に関する規則を採択する責任を担う署名当事者をいう。国際オリンピック委員会、主催する競技会において検査を実施する主要大会組織、WADA、国内アンチ・ドーピング機関などが含まれる。

アンチ・ドーピング規則 (Anti-Doping Rules): IAAF カウンシルにより適宜承認を受けた IAAF アンチ・ドーピング規則をいう。

アンチ・ドーピング規則違反の措置 (「措置」) (Consequences of Anti-Doping Rule Violations (“Consequences”)): 競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則に違反した場合は、以下の措置のうち少なくとも 1 つが適用される。

(a) 失効: 該当する種目または競技会における競技者の成績を取り消すとともに、獲得したタイトル、賞、メダル、点数、賞金、出場料を剥奪するなどの措置を講じること。

(b)資格停止:第10条11(a)の規定の通り、アンチ・ドーピング規則違反を理由に、一定期間にわたって競技者またはその他の人に対して、競技会もしくはその他の活動への参加を禁止すること、または資金拠出を停止すること。

(c)暫定的資格停止:第8条の規定に従い開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者またはその他の人に対して、競技会または活動への参加を暫定的に禁止すること。

(d)一般開示または一般報告:一般公衆、または第14条に基づき早期通知を受ける権利を有する人以外の人に対して、情報を開示すること。

アンチ・ドーピング規定 (Anti-Doping Regulations): IAAF カウンシルにより随時採択されるアンチ・ドーピング規定をいう。

一般開示または一般報告 (Publicly Disclose or Publicly Report): 前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照。

違反が疑われる分析報告 (Adverse Analytical Finding): WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関からの報告のうち、分析機関に関する国際基準およびこれに関連する技術文書に定められている通り、検体において、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカの存在(内因性物質の量的増大を含む)、または禁止方法の使用の証拠が確認されたものをいう。

居場所情報関連義務違反 (Whereabouts Failure): 居場所情報提出義務違反または検査未了をいう。

居場所情報提出 (Whereabouts Filing): 検査対象者登録リストに記載された競技者本人またはそれに代わる者によって提出された情報で、向こう3カ月の当該競技者の居場所が示されているものをいう。

居場所情報提出義務違反 (Filing Failure): 記載された時と場所において検査のため競技者の居場所が特定できるようにする正確かつ完全な居場所情報を、競技者(もしくは競技者が本業務を委託した第三者)が提出しないこと、または居場所情報を正確かつ完全な状態で維持するための必要な更新を行わないことをいう。かかる情報の提出および更新はすべて、アンチ・ドーピング規定または、競技者を管轄する加盟団体もしくはアンチ・ドーピング機関の規則もしくは規定(検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準拠したもの)に従って行われなければならない。

インテグリティ・ユニット (Athletics Integrity Unit or Integrity Unit): IAAF 会則 16 条 1 項に従って IAAF によって設立された陸上競技インテグリティ・ユニット。スポーツにおけるインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)とは、必ずしも明確に定義されていると

はいえないが、ドーピング・八百長・違法賭博・暴力・ハラスメント・差別・団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念 (H29.3.24 文部科学省発行 スポーツ基本計画 p30 より)

汚染製品(Contaminated Product): 製品ラベルまたは合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

カウンスル(Council): IAAF カウンスル。

過誤(Fault): 過誤とは、義務の違反、または特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者またはその他の人による過誤の程度を評価するに当たり考慮すべき要因には、例えば、競技者または他の者の経験、競技者または他の者が未成年であるか否か、障がいなどの特別な事情、競技者の認識すべきであったリスクの程度、ならびに認識されるべきであったリスクの程度に比して競技者が払った注意および行った調査の程度が含まれる。競技者または他の者による過誤の程度を評価する際に考慮すべき事情は、競技者または他の者による期待される行為水準からの逸脱を説明するに当たり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。従って、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うと考えられること、競技者の選手生活にわずかな時間しか残されていないこと、または競技カレンダー上の時期は、本規則第 10 条 5.1 項または第 10 条 5.2 項に基づいて資格停止期間を短縮するにあたり考慮すべき関連性を有する要因とはならない。

過誤または過失がないこと(No Fault or No Negligence): 競技者または他の者が禁止物質もしくは禁止方法を使用した、もしくは投与されたこと、またはその他の形でアンチ・ドーピング規則に違反したことを、自分が知らなかった、または推測しなかったこと、かつ最高度の注意をもってしても、かかる使用もしくは投与または違反について合理的に知りえず推測もできなかったことを、競技者または他の者が証明した場合をいう。未成年者である場合を除き、本規則第 2 条 1 項の違反については、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについて証明しなければならない。

各国陸連(National Federation): IAAF の加盟団体であって、競技者または他の者が直接的に、もしくは加盟団体に加盟しているクラブ、またはその他の団体を通じて所属している連盟をいう。

加盟団体(Member): IAAF に属し、国内において陸上競技を統括する団体。

競技会(Competition): 1 日もしくは数日にわたって行われる種目または複数の種目のまとまりをいう。

競技会会場(Competition Venue): 競技会の所轄組織によって指定された会場をいう。

競技会外(Out-of-Competition): 競技会時以外の時間をいう。

競技会(時)(In-Competition): 競技者が参加を予定している種目の開始 12 時間前から、種目が終了し、かかる種目に関連して検体が採取されるまでの間をいう。

競技会の期間(Competition Period): 競技会の所轄組織によって定められた、競技会の開始から終了までの期間をいう。

競技者(Athlete): IAAF、その加盟団体および地域陸連と合意を締結している者、その会員資格を有する者、かかる団体に所属している者、その許可または認定を受けている者、あるいはその活動ないし競技会へ参加する者をいう。ならびにその他の競技大会参加者で、署名当事者、または原規程を受諾している他のスポーツ団体の管轄下にある者をいう。

企て(Attempt): 結果としてアンチ・ドーピング規則への違反に相当する行為に向けて、故意に実質的な行動を起こすことをいう。ただし、企てに関与しない第三者によってその事実が発見される前に、当人が自らその企てを中止した場合、企てがあったという事実だけではアンチ・ドーピング規則に対する違反行為は成立しない。

禁止表(Prohibited List): 禁止物質および禁止方法が記載された WADA 発行の表をいう。

禁止物質(Prohibited Substance): 禁止表に記載されている物質または物質の種類をいう。

禁止方法(Prohibited Method): 禁止表に記載されている方法をいう。

厳格責任(Strict Liability): アンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側に意図、過誤、もしくは過失があった、または、競技者側が使用を知っていたことを証明しなくても良いとする第 2 条 1 および第 2 条 2 に基づく法理をいう。

原規程(Code): 世界アンチ・ドーピング規程のことをいう。

検査(Testing): ドーピングコントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取り扱いおよび分析機関への輸送にかかわる部分をいう。

検査対象者登録リスト(Registered Testing Pool): (i) インテグリティ・ユニットが国際レベルで、また(ii)国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルで、それぞれ定めた競技者リストをいう。かかる競技者は、IAAF または国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会(時)検査および競技会外検査の対象となり、そのための居場所情報の提出を義務付けられる。インテグリティ・ユニットは、

検査対象者登録リストに含まれる競技者を公表する。

検査配分計画(Test Distribution Plan):検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従った、検査機関が所属する競技者の検査を計画しているインテグリティ・ユニットにより作成された文書。

検査未了(Missed Test):アンチ・ドーピング規定もしくは、競技者を管轄する加盟団体またはアンチ・ドーピング機関の規則または規定(検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準じたもの)に反し、当該日について、本人の居場所情報に明示された60分の時間枠の中で検査の場所および時間を検査可能と記入したにもかかわらず、当該競技者に対する検査が実施できないことをいう。

検体／標本(Sample/Specimen):ドーピングコントロールのために採取された生体物質をいう。

憲章(Constitution):IAAF 憲章。

国際基準(International Standard):原規程を支援する目的で WADA により採択された基準をいう。(たとえその他の基準や慣行や手順が遵守されていなくても)国際基準の遵守とは、国際基準に定められた手順が適切に実施されることである。国際基準には、国際基準に従って発行された技術文書が含まれる。

国際競技会(International Competition):国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、IAAF、主要イベント組織、または他の国際スポーツ団体が競技会の所轄組織であるか、競技会の技術的運営者を任命する競技会。本規則第5条5.1項に基づく国際大会は、本規則および治療使用特例に関する国際基準の第5条の解釈上の国際大会とみなされる。

国際検査対象者登録リスト(International Registered Testing Pool):IAAF の検査配分計画の一環として、重点的な競技会(時)検査および競技会外検査の対象となり、そのための本規則第5条項7および検査およびドーピング捜査に関する国際基準に記載されている居場所情報の提出を義務付けられる国際レベルのインテグリティ・ユニットによって定めた競技者のリスト。

国際レベルの競技者(International-Level Athlete):本規則第1条9項に規定する競技者。

国内アンチ・ドーピング機関(National Anti-Doping Organisation):国内レベルでアンチ・ドーピング規則を採択および実施し、検体の採取を指示し、検査結果を管理し、聴聞会を開く第一位の権限および責任を有するものとして、国または地域から指定された機関をいう。管轄権を有する公的機関がかかる指定を行わなかった場合、当該国

または当該地域の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた機関が、国内アンチ・ドーピング機関の役割を果たす。

国内オリンピック委員会(National Olympic Committee): 国際オリンピック委員会の認定を受けた組織をいう。アンチ・ドーピングにかかわる国内オリンピック委員会の責任義務を国内スポーツ連合が引き受けている国または地域の場合、国内オリンピック委員会という用語は国内スポーツ連合も含むものとして理解する。

国内検査対象者登録リスト(National Registered Testing Pool): 各国陸連または国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会(時)検査および競技会外検査の対象となり、そのための本規則第 5 条項 7 および検査およびドーピング捜査に関する国際基準に記載されている居場所情報の提出を義務付けられる各国陸連または国内アンチ・ドーピング機関によって国内レベルで定めた競技者のリスト。

サポートスタッフ(Athlete Support Personnel): コーチ、トレーナー、マネージャー、公認の競技者代理人、エージェント、チームスタッフ、役員、医師または医療従事者、親、他の者で、陸上競技において競技会に参加するまたは競技会に向けて準備をする国際レベルの競技者とともに行動したり、その治療や支援に携わったりする人をいう。

参加者(Participant): 競技者またはサポートスタッフをいう。

暫定的資格停止(Provisional Suspension): 前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照。

資格停止(Disqualification): 前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の結果」を参照。

事前通告なし(No Advance Notice): 競技者に対する事前の通知なしに実施され、かつ通告時から検体の提出時まで、継続して競技者に付添人がつけられる検体の採取をいう。

失効(Disqualification): 前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の結果」を参照。

実質的な支援(Substantial Assistance): 第 10 条 6.1(a)の目的において、実質的な支援を提供する人は、(i)自分が関与しているものも含めたアンチ・ドーピング規則違反に関し、自分が保有する情報すべてを、署名入りの文書により全面的に開示しなくてはならない。また(ii)手続執行機関または審査会委員から要請を受けた場合は聴聞会で証言するなど、当該情報に関するドーピング捜査および裁定に全面的に協力しなくてはならない。提供する情報は信頼に足り、かつ手続きが開始された事件の重要部分を構成するものでなくてはならない。また手続きが開始されていない場合は、その開始に十分な根拠を与えるものでなくてはならない。

重大な過誤または過失がないこと(No Significant Fault or No Significant Negligence): 事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、競技者または他の者の過誤または過失は重大なものではないということを、競技者または他の者が証明した場合をいう。未成年者である場合を除き、本規則第 2 条 1 項の違反については、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについて証明しなければならない。

種目(Event): 競技会における単一の競走または競技(例: 100m 競走、やり投)をいい、その予選も含む。

種目会場(Event Venues): 当該種目の所轄組織によって指定された会場をいう。

主要大会組織(Major Event Organisation): 国内オリンピック委員会の大連地域連合、およびその他の国際的総合スポーツ大会主催団体で、大陸、地域またはその他の国際的な競技会を統括する役割を持つ組織をいう。

使用: その手段を問わず、禁止物質または禁止方法を利用、適用、服用、注入または摂取することをいう。

署名当事者(Signatories): 原規程に署名し、これを遵守することに同意した団体をいう。国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国内オリンピック委員会、主要競技大会主催組織、国内アンチ・ドーピング機関、WADA が含まれる。

代謝物(Metabolite): 生体内変化の過程により生成された物質をいう。

地域連合(Area Association): IAAF 憲章内で分けられた 6 つの地域内の 1 つにおいて、陸上競技を普及促進する役割を担っている IAAF の地域組織。

投与(Administration): 他の者による、禁止物質または禁止方法の、提供、供給、管理、促進、またはその他の方法による使用または使用の企てへの参加をいう。ただし誠実な医療従事者が禁止物質もしくは禁止方法を真正かつ適法な治療目的のため、またはその他の正当な事由のために使用する行為は、この定義には該当しない。また禁止物質のうち競技会外検査においては禁止されていないものに関する行為も、この定義には該当しない。ただし総合的に判断して、かかる禁止物質が真正かつ適法な治療を意図したものではないこと、または競技力の向上を意図していることが証明された場合は、この限りではない。

特定対象検査(Target Testing): 検査およびドーピング捜査に関する国際基準やアンチ・ドーピング規定に定められている基準に基づき、特定の競技者を選択的に抽出して行う検査をいう。

特定物質(Specified Substances): 本規則第 4 条 2.2 を参照。

ドーピングコントロール(Doping Control): 検査配分計画の立案から不服申し立ての最終解決に至るすべての段階およびプロセスをいう。居場所情報の提出、検体の採取および処理、分析機関による分析、TUE、結果管理および聴聞会など、その間のすべての段階およびプロセスが含まれる。

非定型報告(Atypical Finding): WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関からの報告のうち、違反が疑われる分析報告に相当するか否かの判断が下される前に、分析機関に関する国際基準またはこれに関連する技術文書に規定されたさらなるドーピング捜査が求められるものをいう。

人／者(当人／本人)(Person): 個人(競技者またはサポートスタッフを含む)または組織、その他の機関をいう。

不正取引(Trafficking): IAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング機関の管轄下にある競技者、サポートスタッフまたは他の者が、物理的方法、電子的方法、またはその他の方法により、禁止物質または禁止方法を第三者に販売、供与、輸送、送付、配送、もしくは頒布すること(またはかかる目的のために保有すること)をいう。ただし、誠実な医療従事者が禁止物質または禁止方法を真正かつ適法な治療目的のため、またはその他の正当な事由のために使用する行為は、この定義には該当しない。また禁止物質のうち、競技会外検査においては禁止されていないものが関与する行為についても、この定義には該当しない。ただし総合的に判断して、かかる禁止物質が真正かつ適法な治療を目的としていないこと、または競技力の向上を目的としていることが証明された場合はこの限りではない。

不当な改変(Tampering): 不適切な目的または方法で変更を行うこと、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果を改ざんしたり、通常の手続きの進行を妨げたりするために、妨害行為や誘導、あるいは不正行為を行うことをいう。

保有(Possession): 禁止物質ないし禁止方法が現実には体内にある、もしくは管理下にあることと規定される(当人が占有、あるいは禁止物質、禁止方法を使用する意思がある、もしくは禁止物質、禁止方法が存在する根拠を有する場合に限る)、ただし当人が禁止物質もしくは禁止方法を占有しておらず、または禁止物質、禁止方法が存在するという根拠を持っていなければ、管理下にあるとされるのは当人が禁止物質、禁止方法の存在を知っており、それを使用しようとする意思がある場合に限る。ただし、当人がアンチ・ドーピング規則に違反した旨についていかなる種類の通知も受け取っていない時点で、当人が、禁止物質または禁止方法を保有する意図がなかったことを証明する具体的な行動を起こし、かつインテグリティ・ユニット、加盟団体、または

アンチ・ドーピング機関にその旨を明言して保有を放棄した場合には、かかる禁止物質または禁止方法を保有していたという事実だけでは、アンチ・ドーピング規則違反は成立しない。本定義に反する何かがあったとしてもそれにはかかわらず、何者かが禁止物質または禁止方法を（電子的手段であれその他の方法であれ）購入した場合は、購入した当人がかかる物質／方法を保有しているものとみなされる。

マーカ―(Marker): 化合物、化合物の集合体または生物学的パラメータであって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。

未成年者(Minor): 18 歳に達していない個人をいう。

要求(Demand): 第 7 条 8 に定義された通り

陸上競技インテグリティー・ユニット(Athletics Integrity Unit): 上記インテグリティー・ユニット参照